

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

四季彩のまち かみふらの

第5次総合計画



— 風土に映える 暮らしのデザイン —

四季彩のまち かみふらの

第5次総合計画



上富良野町民憲章

(昭和42年6月26日制定)

わたくしたちは、雄峰十勝岳のふもと富良野平原の母なる地、上富良野町民であることに誇りをもち、この憲章をかかげて先人の偉業を継ぎ、明るく豊かな郷土をつくることにつとめましょう。

- 一、正しい心と健やかな体で、希望に生きましょう。
- 一、いたわりあって、楽しい家庭をつくりましょう。
- 一、きまりを守り、明るい社会をつくりましょう。
- 一、文化を高め、豊かな郷土をつくりましょう。
- 一、勤労をよろこび、自然の恵みに感謝しましょう。

町章・町木・町花



(昭和32年9月5日制定)

町章

まん中の「富」の文字を囲んで「力」が三つ集まっています。「力」「三」「富」で町名「かみふ」と読みます。「力」は“ちから”をさし、3字集まって協力の「協」を表します。それが全体の輪(和)によって中心の「富」を生みます。町の人々のあたたかい願いを込めた町のシンボルマークです。



(昭和56年10月1日制定)

町木

アカエゾマツ

四季を通じ緑あざやかな枝葉を絶やさず熟年する樹林は、雄峰十勝岳の厳しい自然の中でたくましく成長し、その雄姿は風格と威厳さを誇ります。「まち」を象徴するにふさわしい、町民になじみの木です。



(昭和56年10月1日制定)

町花

ラベンダー

真夏の陽光をいっぱいに向け、さわやかな紫色の花を見事に咲かせます。可憐ながらも高き理想と気品を誇るラベンダーは、人の心をいやす優しい力があります。上富良野町の人の温かさや思いやりを象徴するにふさわしく、広く町民に親しまれています。

はじめに

「かみふらの2世紀」を歩みはじめて10年が経ちました。この間、少子化・高齢化の進展や人口減少時代への突入など、めまぐるしく変化する社会・経済情勢に翻ろうされながらも、変わることはない美しくも厳しい自然と秀峰十勝岳の懷に抱かれながら、町民の暮らしが営まれてきました。

国のかたちを変えていくような動きの中であって、今後も予想されるさまざまな情勢変化に対応し、自律した地域を確立していくために、町民のみなさんとの協働による地域運営はもとより、町行政も自己責任による的確な対応が求められています。

こうした中、平成21年度から30年度の10年間を計画期間とする、第5次上富良野町総合計画を策定しました。平成21年4月施行の「上富良野町自治基本条例」を基調として、町民のみなさんにとって「住み続けたいまち」となるように、

『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン』

を将来像と定め、計画的にまちづくりを進めていきます。

平成21年3月 上富良野町



目次

総論

1 計画の策定にあたって	2
1－1 計画策定の趣旨	2
1－2 計画の性格及び役割	2
1－3 計画の構成と期間	3
2 計画の背景と課題	4
2－1 時代の潮流と地域課題	4
2－2 上富良野町の現況	7
2－3 将来予測	9
2－4 町民アンケート	13
2－5 上富良野町の発展課題	15

基本構想

1 上富良野町の将来像	18
2 まちづくりの基本方針	20
3 目標人口	21
4 施策の大綱	23
4－1 人や地域とつながりのある暮らし	24
4－2 穏やかに安心して過ごせる暮らし	25
4－3 快適で楽しく潤いのある暮らし	27
4－4 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし	28
4－5 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし	29
5 推進プロジェクト	30
6 土地利用基本構想	31
7 行政の取り組み姿勢	32

基本計画

I 人や地域とつながりのある暮らし	34
Ⅰ－1 地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現	35
Ⅰ－2 成長と学習を支えるネットワークづくり	37
Ⅰ－3 信頼と絆で結ばれる産業の実現	39
Ⅰ－4 人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実	41
Ⅰ－5 町民主体で成り立つコミュニティづくり	43
II 穏やかに安心して過ごせる暮らし	45
Ⅱ－1 安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり	46
Ⅱ－2 のびのび子育てを支える成長環境づくり	50
Ⅱ－3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり	52
Ⅱ－4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全	54
Ⅱ－5 生活の不安を取り除く地域社会づくり	58
III 快適で楽しく潤いのある暮らし	61
Ⅲ－1 意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり	62
Ⅲ－2 生涯に潤いをもたらす学習環境づくり	64
Ⅲ－3 地域の魅力を満喫する産業環境づくり	66
Ⅲ－4 憩いと安らぎを提供する快適空間づくり	68
Ⅲ－5 楽しく便利な地域生活の実現	70
IV 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし	72
Ⅳ－1 いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり	73
Ⅳ－2 たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実	75
Ⅳ－3 担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり	78
Ⅳ－4 風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり	80
Ⅳ－5 まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり	82
V 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし	84
Ⅴ－1 健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり	85
Ⅴ－2 主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり	87
Ⅴ－3 産消協働による地域循環型産業の実現	89
Ⅴ－4 個々の責任が支える生活環境づくり	90
Ⅴ－5 創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり	92

資料編

第5次上富良野町総合計画策定経過表	96
第5次上富良野町総合計画について（諮問・答申）	98
総合計画審議会委員	105
上富良野町総合計画審議会条例	106
上富良野町総合計画策定委員会設置要綱	107
総合計画策定委員会構成員	109
総合計画策定プロジェクト会議構成員	109
用語説明一覧	110

総論

■第5次上富良野町総合計画

1 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

「かみふらの2世紀」に踏み出した平成11年、上富良野町は「四季彩のまち・かみふらの一ふれあい大地の創造」を将来像とする第4次上富良野町総合計画を策定しました。「人－豊かな心の人のまち」、「職－活力ある産業のまち」、「住－住みよい快適なまち」、「共－共に創るまち」をめざして、長期的・総合的な展望に基づき、またこの間の急激な社会情勢の変化に対応しながら諸施策を推進してきました。

一方日本経済は、地方への波及には程遠かったものの、本州の大都市を中心に緩やかな好況が続いていました。しかし、2008年に世界的な金融危機が発生し、「100年に一度の大不況」と言われるほど、世界はもとより日本経済は深刻な状況に陥っています。

そのような中、我が国は人口減少期に突入し、さらに加速する少子化・高齢化や地域活力の衰退、慢性的な地方財政の硬直化や質の高さが求められる社会の成熟化など、社会・経済情勢の激しい変化が予想される中で、町行政も自己責任による的確な対応が迫られています。

今回策定する「第5次上富良野町総合計画」は、これまでの第4次上富良野町総合計画の評価と課題を踏まえるとともに、現在、またこれからの社会情勢や生活者である町民の多様なニーズを的確に捉え、「町民の暮らし本位」の考えに立って、町民と行政による「協働」のまちづくりを進めるうえでの指針として策定します。

1-2 計画の性格及び役割

■ 計画の性格

総合計画は、地方自治法（第2条第4項）において定められた、今後のまちづくりの指針となる「まちの最上位の計画」で、上富良野町の今後10年間の進むべき方向と基本施策・重点施策を明らかにするためのものです。

■ 計画の役割

① まちづくりの共通目標

この計画は、今後のまちの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、すべての町民がまちづくりに参加する・協働するための、まちづくりの共通目標となるものです。

② まちを運営する総合指針

計画の期間は10年間としています。しかし、後の20年、30年あるいはそれ以後のまちの未来につながることを考え、まちの自己責任による「自律のまちづくり」を念頭に、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

③ まちづくりの主張

この計画は、国や北海道、周辺自治体等をはじめ、さまざまな主体に対し、上富良野町の主張を示し、施策実行のための調整・連携の基礎となるとともに、全国に向けて積極的に情報発信していくものとして位置付けられるものです。

1-3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」と「基本計画」で構成しており、それぞれの内容と期間は次のとおりです。

■ 基本構想

基本構想は、まちの将来像やまちづくりの基本方針、施策の大綱等を示すものです。計画期間は平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成30年度（2018年度）を目標年度とする10ヵ年の長期構想です。

○基本構想に示すもの

- ・上富良野町の将来像
- ・まちづくりの基本方針
- ・目標人口
- ・施策の大綱
- ・推進プロジェクト
- ・土地利用基本構想
- ・行政の取り組み姿勢

■ 基本計画

基本計画は、基本構想の枠組みを基本に、まちの将来像の実現に向けた主要な施策を示しています。計画期間は、基本構想と同じく10ヵ年としますが、前期5ヵ年までに行うものを実行計画、後期5ヵ年以後に行うものを展望計画として位置付け、社会情勢等の変化に柔軟に対応できるよう、中間年に見直しを図ります。



ジェットコースターの道

2 計画の背景と課題

自治体の規模としてはそれ程大きくはない本町においても、今後のまちづくりにおいては、広域的、全国的、さらには地球規模的な視点から、その潮流を的確に捉えて、時代の流れがもたらす、さまざまな課題に柔軟に対応していくことが必要です。

2-1 時代の潮流と地域課題

(1) 少子化・高齢化の進行と人口減少

出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、着実に少子化・高齢化が進行しています。また、我が国の総人口は、既にピークを越え、人口減少期に突入しました。少子化の進行は、生産年齢人口の減少につながり、社会活動の停滞や、地域の活力衰退につながることが考えられます。さらに高齢化が進むことによって、高齢者福祉や医療などの財政負担が増大し、行政サービスの中でその比重が高まることになります。

これらの対応として、子育て支援の充実や、高齢になっても元気に暮らし続けられる生活環境づくり、特に地方においては雇用機会の創出・確保など、バランスを重視したまちづくりの視点が重要です。

(2) 人権尊重の再構築

現代社会は「命が軽くなった時代」と言われています。いじめによる自殺や虐待、親族間での殺人など、目を覆いたくなる事件が毎日のように報道されています。日本の発展は物質的な豊かさを与える一方、家庭や地域社会の姿も変えていきました。仕事中心の多忙な生活は、家庭や地域社会での人と人とのつながりを希薄化し、その結果、家庭や地域の防犯力や教育力などの低下を招き、様々な事件を引き起こす温床になっているとも言われています。

人権の世紀と言われる21世紀が、真に健やかで豊かな社会になるためには、家庭や地域社会、学校などが一体となり、「人を尊重し思いやりのある心」を育んでいくことが重要です。

(3) 循環型社会への移行

1997年に議決した京都議定書などを契機に、環境問題がさまざまな場所や場面で取り扱われるようになり、その重要性は広く認識され、環境を守り育てる意識は世界的に高まってきています。しかしながら、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活や経済活動に伴い、地球規模での環境問題が深刻化しており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出が原因と言われる地球温暖化が進行し、これに起因すると言われる異常気象は世界的に大きな問題となっています。

大量生産・大量消費の社会活動に起因する身近なゴミ処理の問題から、地球温暖化などの地球的な環境問題まで、個々のライフスタイルや社会システムを見直し、持続可能な循環型社会※を構築していくことが必要です。

※循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと

(4) グローバル化（国際化）の進展

経済のグローバル化は、国際分業の深化を進め、人・モノ・金・情報の流れを速め、国境を越えた地域間競争を加速化させています。また昨今では東南アジアをはじめ、近隣諸国との多方面での交流が盛んとなり、このようなグローバル化*の流れは、地域産業や身近な町民生活に既に大きな影響を及ぼしていることから、これらに対応したまちづくりが求められます。

(5) 高度情報化の進展

情報通信技術の飛躍的な進歩は、パソコンや携帯電話等の情報機器やインターネットの急速な普及を促し、情報ネットワーク社会が急速に拡大してきました。情報通信基盤の整備は、時間と距離の壁を取り除き、地域情報の発受信や行政サービスの電子化（電子自治体の推進）をはじめ、就業・教育・交流・社会参加など、さまざまな機会の拡大・拡充につながり、社会のあらゆる分野に効果をもたらす可能性を拡大させています。

このため、高度情報通信基盤*のより一層の整備を進め、情報ネットワーク社会を有効に活用するまちづくりに取り組む必要があります。

(6) 地方分権から地方主権へ

平成12年の地方分権一括法の施行により、国庫補助金や地方交付税の見直しなど、三位一体の改革が進められてきました。税財源移譲の問題など、未だ多くの課題が残されていますが、国及び地方公共団体が分担すべき役割の明確化と、地方公共団体の自主性及び自立性の向上を基本理念とした、「地方分権改革推進法」が平成19年4月に施行されました。このような地域主権の潮流の中で、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが負い、そして自らの判断と工夫により、魅力あるまちづくりを進めることが重要です。

(7) 価値観の多様化と生活様式の変化

時代の流れとともに、人々の価値観や求める生活のありようが変化します。現在の社会では、人々の価値観も生産中心主義、量的価値重視から、生活、文化、環境、安全などの人間的・質的価値重視へと変化し、一人ひとりの価値観や生活様式も多様化してきました。そして、生活を楽しめ、自らの主体的で個性的な生き方を通して、生活の質を高める方向へと変化しています。

このため、暮らしの質的向上の視点を重視した取り組みを進めていくとともに、生涯を通じた学習やスポーツ、ボランティア活動をはじめ、自然や歴史・文化とのふれあい、内外の人々や地域との交流など、自己表現・自己実現の場や機会を増やしていくことが求められます。

※グローバル化：経済活動や社会活動等が地球規模でつながり広まっていくこと

※高度情報通信基盤（環境）：多様な情報を世界的規模で入手したり、発信したりするため必要となる基盤のこと

(8) 地域産業の再構築の必要性

地域の産業・経済は、多くの業種で再構築が求められる状況にあります。農業については、経営体の規模拡大や生産・経営の合理化など、農業経営のあり方が大きく変化し、食の安全や極めて低い食料自給率が大きな問題として全国的に議論される中、安全で確かな農産物の生産と、地域の特徴を生かした個性ある製品の普及・開発が求められています。工業は、これまでの技術の積み上げによる独創性を発揮したものづくり、商業は多様化・高度化する消費者要望に対応したサービス提供や、また、活気に満ちたまちづくりにも貢献する商業地域の形成等が求められています。

地域産業の発展は、地域の魅力や存在感を高めるなど、地域活力に直結するものであり、社会ニーズに対応した産業づくりを醸成していくことが必要です。

(9) 協働のまちづくりの時代の到来

自分たちの地域は自らの手によって守り、自らの意思と判断、工夫によってつくるという気運が全国的に高まってきています。住民主体による特色ある地域づくりや地域課題の解決に向けた実践的な住民活動とともに、住民と行政との協働によるまちづくりが活発化してきており、これらの取り組みは全国各地で成果を上げています。

従来行政が行っていたものをただ単に住民や団体などの主体に移行するのではなく、また町民主体の活動であっても、それが地域づくり・まちづくりに寄与するものには、何らかの形で行政も関わりをもたなければなりません。

町民主導、町民と行政との協働のまちづくりは、地方主権時代の自律するまちづくりの原動力となるものであり、より一層の町民力の結集が求められます。



芋畑



大麦畑と十勝連峰

2-2 上富良野町の現況

上富良野町の人口、産業の現況は次のとおりです。

(1) 人口と世帯

■ 上富良野町の人口は、昭和30（1955）年の自衛隊駐屯により急増し、昭和33（1958）年のピーク時には19,182人（住民基本台帳）となりました。以降は減少が続き、平成7（1995）年から平成17（2005）年までの10年間では、年平均0.4％程度の減少率で推移しています。平成17（2005）年の人口は、前回調査時（平成12（2000）年）に比べ3.6％減の12,352人となっています。

国勢調査

■ 人口動態について、出生と死亡による自然動態では、平成12（2000）年から平成17（2005）年の間において200人程度の増加にありますが、転入と転出による社会動態では、650人程度の転出超過となっています。

国勢調査

■ 世帯数は、平成7（1995）年から平成17（2005）年までの10年間で10.6％増加し、平成17（2005）年で4,501世帯となり、1世帯あたりの人員では、平成7（1995）年の3.16人から平成17（2005）年には2.74人に減少しています。

また、高齢者世帯数は、平成7（1995）年から平成17（2005）年までの10年間で90.5％増加し、平成17（2005）年で998世帯（うち単身354世帯）となっています。

国勢調査

■ 平成17（2005）年の年齢別人口では、0～14歳で14.3％（平成7（1995）年では17.2％）、15～64歳で63.6％（平成7（1995）年では68.0％）、65歳以上で22.1％（平成7（1995）年では14.8％）となっており、少子化・高齢化が進行しています。前回調査（平成12（2000）年）からの特徴的な推移としては、年少層の5～9歳、生産年齢階層の35歳～44歳の流出が特に顕著と言えます。

国勢調査



東児童館夏祭り

(2) 産 業

■ 就業者数は、平成 7（1995）年の7,200人から平成17（2005）年には6,764人となり6.1%の減少となっています。平成17年（2005）の産業別構成では、第 1 次産業で19.8%（平成 7（1995）年国勢調査では21.8%）、第 2 次産業では13.2%（平成 7（1995）年国勢調査では14.9%）、第 3 次産業では66.7%（平成 7（1995）年国勢調査では63.3%）となっています。 **国勢調査**

■ 農林業については、農家戸数が平成 7（1995）年（農業基本調査）の570戸から平成17（2005）年（農林業センサス）には409戸（28.2%減）となり、農業従事者数は平成 7（1995）年（農業基本調査）の1,533人から平成17（2005）年（農林業センサス）には1,289人（15.9%減）と、ともに減少しています。農業粗生産額では、平成 7（1995）年（農業基本調査）の農家 1 戸あたり13.9百万円から平成17（2005）年（農林業センサス）には20.0百万円（43.9%増）になっています。林業については、林業就業者数が平成 7（1995）年（国勢調査）38人から平成17（2005）年（国勢調査）には48人（26.3%増）に増加しています。

■ 工業については、平成 8（1996）年（事業所・企業統計調査）の事業所数66、従業者数1,109人から平成16（2004）年（事業所・企業統計調査）には事業所数63（4.5%減）、従業者数885人（20.2%減）と、ともに減少しています。製造品出荷額等では、平成 6（1996）年（工業統計調査）の70.7億円から平成16（2004）年（工業統計調査）には56.7億円（19.8%減）になっています。

■ 商業については、卸・小売業で平成 6（1994）年の商店数145店、従業者数806人から平成16（2004）年には、商店数130店（10.3%減）、従業者数812人（0.7%増）となっています。年間販売額では、平成 6（1994）年の122.3億円から平成16（2004）年には111.9億円（8.5%減）になっています。 **商業統計調査**

■ 観光については、観光客入り込み数が平成 7（1995）年の58.7万人から平成17（2005）年には87.2万人と48.6%増加しています。内訳として、日帰り観光客は、平成 7（1995）年の54.4万人から平成17（2005）年には80.4万人と47.7%増加し、宿泊観光客では平成 7（1995）年の4.3万人（延べ数5.2万人）から平成17（2005）年には6.9万人（延べ数8.2万人）と59.6%（延べ数比較59.6%）増加しています。 **町資料**



芋の収穫作業

2-3 将来予測

(1) 人 口

国勢調査では、本町の人口は平成7（1995）年の12,881人から10年後の平成17（2005）年には12,352人に減少しています。

少子化・高齢化が一層進む中で、人口減少傾向は続くものと思われ、また、本町では、駐屯する自衛隊員構成の大規模な配置移動による人口変動が不定期にあります。その動きを取り除いて推計すると、本計画の目標年次である平成30（2018）年の総人口及び階層毎の人口は次のとおりとなります。

※本町の「女性子ども比」を採用し推計した場合

総人口は11,508人、その内、年少人口（0～14）が1,319人（11.4%）、生産年齢人口（15～64歳）が6,278人（54.6%）、老年人口（65歳以上）が3,911人（34.0%）になると予測されます。

※北海道の「女性子ども比」を採用し推計した場合

総人口は11,132人、その内、年少人口（0～14）が943人（8.5%）、生産年齢人口（15～64歳）が6,278人（56.4%）、老年人口（65歳以上）が3,911人（35.1%）になると予測されます。

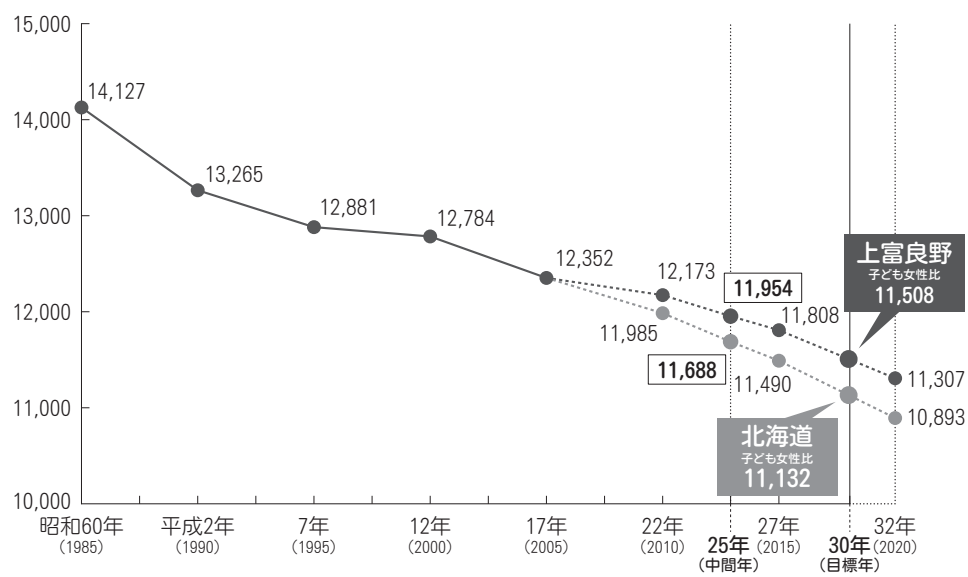
■人口推移と推計

区 分	最終実績値	推 計 値				
	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成25年 (中間年) (2013)	平成27年 (2015)	平成30年 (目標年) (2018)	平成32年 (2020)
総 人 口	12,352人 (100.0%)	12,173人 (100.0%)	11,954人 (100.0%)	11,808人 (100.0%)	11,508人 (100.0%)	11,307人 (100.0%)
		11,985人 (100.0%)	11,688人 (100.0%)	11,490人 (100.0%)	11,132人 (100.0%)	10,893人 (100.0%)
年少人口	1,762人 (14.3%)	1,580人 (13.0%)	1,477人 (12.3%)	1,408人 (11.9%)	1,319人 (11.4%)	1,259人 (11.1%)
		1,392人 (11.6%)	1,211人 (10.4%)	1,090人 (9.5%)	943人 (8.5%)	845人 (7.8%)
生産年齢人口	7,857人 (63.6%)	7,399人 (60.8%)	6,954人 (58.2%)	6,657人 (56.4%)	6,278人 (54.6%)	6,025人 (53.3%)
		7,399人 (61.7%)	6,954人 (59.5%)	6,657人 (57.9%)	6,278人 (56.4%)	6,025人 (55.3%)
老年人口	2,733人 (22.1%)	3,194人 (26.2%)	3,523人 (29.5%)	3,743人 (31.7%)	3,911人 (34.0%)	4,023人 (35.6%)
		3,194人 (26.7%)	3,523人 (30.1%)	3,743人 (32.6%)	3,911人 (35.1%)	4,023人 (36.9%)

※上段＝「本町」の女性子ども比を用いて出生数を求めた推計値。

下段＝「北海道」の女性子ども比を用いて出生数を求めた推計値。

人口推移と推計



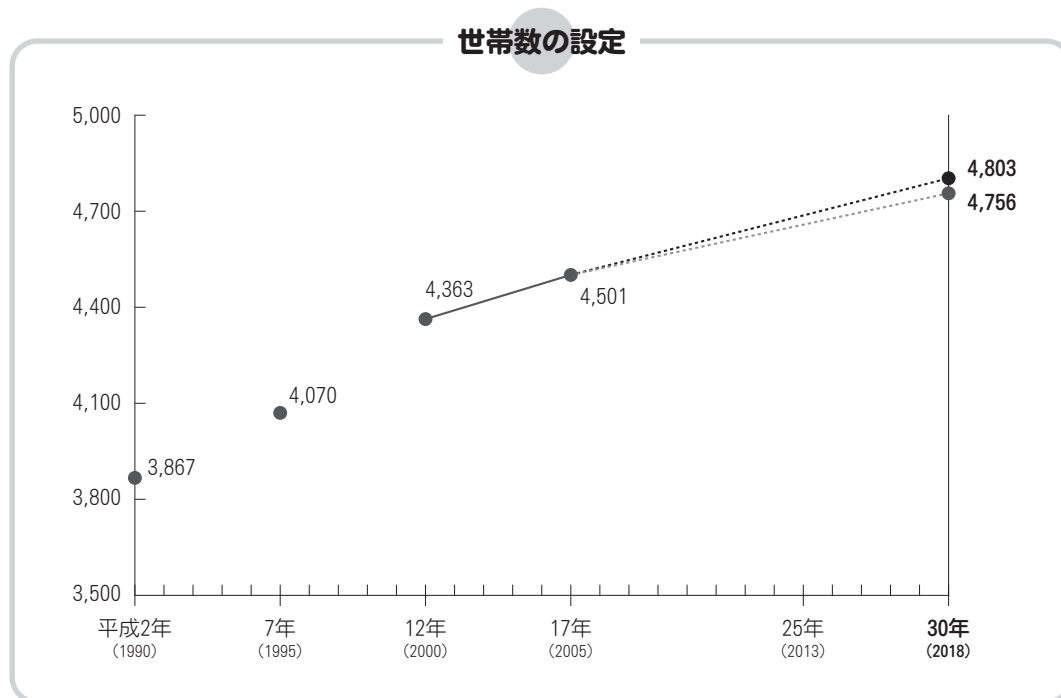
雪まつり

(2) 世 帯

平成17（2005）年の世帯数は4,501世帯で、人口は減少しているものの平成7（1995）年の4,070世帯から10.6%増加しています。依然として世帯の数は増加傾向にあります。その伸びは平成12（2000）年をピークに鈍化してきていることも考慮し、①平成12（2000）年～平成17（2005）年の伸び率と、②平成12（2000）年～平成17（2005）年の伸び率に伸びの鈍化率を加えたものスライドさせると、平成30（2018）年には4,756世帯から4,803世帯に増加することが推計されます。

■ 世帯数の設定

実 績 値				推 計	備 考
平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成30年 (2018)	
3,867世帯	4,070世帯	4,363世帯	4,501世帯	4,803世帯	平成12年～平成17年までのスライド
				4,756世帯	平成12年～平成17年に伸びの鈍化を考慮しスライド



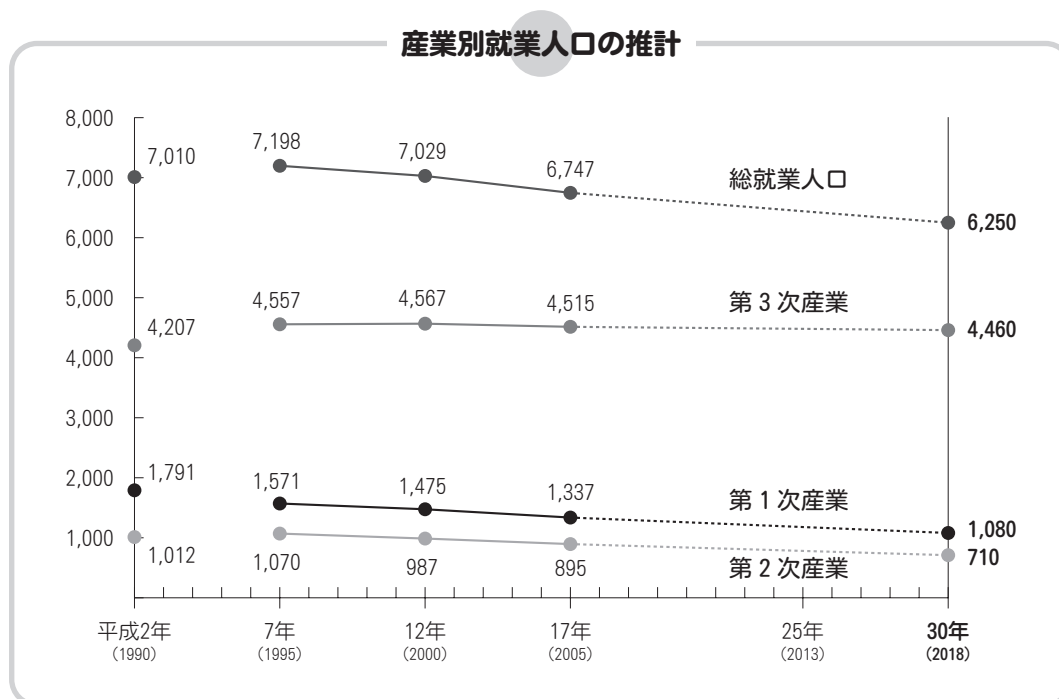
(3) 就業人口

平成7（1995）年から平成17（2005）年の総就業人口及び産業別就業人口ともに減少傾向にあり、その推移は比較的安定しています。

平成17（2005）年の総就業人口は6,747人で、このままの傾向で推移すると、平成30（2018）年には総就業人口は6,250人で、その構成は第1次産業が1,080人（17.3%）、第2次産業が710人（11.4%）、第3次産業が4,460人（71.3%）と推計されます。

産業別就業人口の推計

	実 績 値				推 計	備 考
	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成30年 (2018)	
第1次産業	1,791人 (25.6%)	1,571人 (21.8%)	1,475人 (21.0%)	1,337人 (19.8%)	1,080人 (17.3%)	平成7年～17年 をスライド
第2次産業	1,012人 (14.4%)	1,070人 (14.9%)	987人 (14.0%)	895人 (13.3%)	710人 (11.4%)	〃
第3次産業	4,207人 (60.0%)	4,557人 (63.3%)	4,567人 (65.0%)	4,515人 (66.9%)	4,460人 (71.3%)	〃
合 計	7,010人 (100.0%)	7,198人 (100.0%)	7,029人 (100.0%)	6,747人 (100.0%)	6,250人 (100.0%)	



2-4 町民アンケート

「第5次上富良野町総合計画」策定のために、平成19（2007）年6月に住民1,300人（同年4月1日現在で15歳以上の住民から無作為抽出）を対象にアンケート調査を実施しました。

この調査は、町民が今のまちの状況をどのように評価し、どのような将来に期待し、どのような暮らしを望んでいるかを把握するために行ったものです。

アンケートの回収状況は次のようになっています。

■ アンケート回収状況

対象人数 (人) A	配布数 (人) B	抽出率 (人) B/A	回収数 (人) C	回収率 (%) C/B	有効回答数 (人) D	有効回答率 (%) D/B
10,475	1,300	8.1	650	50.0	650	50.0

次のような調査項目に対してアンケートを行い、分析を加えました。

■ 回答者自身のことについて

（性別・年齢・居住地区・居住歴／職業・雇用・後継者問題／地域活動等）

■ 現在の地域評価（満足度）と今後の地域づくりの重要性（期待度）について

（経済・交流・文化・犯罪・福祉・伝統・観光・教育・雇用・社会活動・生活基盤・医療・意見反映・自然・景観・男女共同参画・環境ごみ等）

■ 今後10年の重点分野について

（自然・景観／地域基盤／生活環境／産業／保健・医療・福祉／教育・文化）

■ 分野毎に重点を置くべきことについて

（農林業／商工業／観光／児童福祉／高齢者・障がい者福祉／学校教育／社会教育／医療（町立病院）／移住・定住／土地利用）

■ 望ましいと思う「自治のかたち」について

（自立が望ましい／市町村合併が望ましい）

■ 町民と行政が協働で進めなければならない取り組みについて

（地域基盤／産業／福祉／ごみ・環境／教育／文化・スポーツ／景観／イベント／行財政改革／自治会充実等）

■ 上富良野の印象について

（住みやすい町／生き生きと暮らせる町／ずっと住んでいたい町／愛着を感じていますか）

■ 現在の上富良野町の満足度と今後の重要度

現在の上富良野町に対する「町民満足度」と「重要度」を把握するため、21項目に掲げた「地域」をそれぞれ5段階で評価しました。

「5」＝「そう思う」 「4」＝「ややそう思う」 「3」＝「どちらでもない」
「2」＝「ややそう思わない」 「1」＝「そう思わない」

網掛け太字＝上位3 太字＝下位3

項 目	満 足 度	重 要 度
1 経済的に豊かな地域	2.24	4.37
2 人にやさしい地域	3.13	4.36
3 公園などの公共施設の充実した地域	2.94	3.88
4 人と人の交流が盛んな地域	2.93	4.02
5 文化の薫りのする地域	2.60	3.66
6 犯罪のない地域	3.56	4.69
7 国内外との交流が盛んな地域	2.79	3.54
8 福祉の充実した地域	3.02	4.51
9 伝統のある地域	2.89	3.61
10 観光客のよく訪れる地域	3.38	4.21
11 教育環境の充実した地域	2.79	4.44
12 働きやすい地域	2.53	4.58
13 社会活動が活発な地域	2.66	3.99
14 道路などの生活基盤が充実した地域	2.98	4.09
15 医療環境の充実した地域	2.30	4.62
16 住民の意見が尊重される地域	2.48	4.44
17 余暇環境の充実した地域	2.59	3.89
18 新しいものを取り入れる精神がある地域	2.49	3.87
19 自然や景観に優れた地域	4.10	4.39
20 男女共同参画の意識の高い地域	2.86	3.81
21 ごみ問題や資源などの環境に配慮した地域	3.48	4.39

満足度及び重要度の数値は、項目毎に選択した「5」～「1」の数字を合算し、回答者数で割った数値。

双方とも「3.00」を標準（普通）として、満足度であれば、「3.00」以上は満足傾向にあり、「3.00」未満は不満足傾向。重要度については、数値が高いほどより町民が望む地域のかたち。

2-5 上富良野町の発展課題

町民一人ひとりの個性と人権を尊重しながら、お互いが支え合い、豊かな生活を実現するため、一人ひとりの町民が主体となって、自主自律のまちづくりを進めていかなければなりません。

第4次上富良野町総合計画に基づいたこれまでの取り組みや、時代の潮流、地域社会における人口や産業などの動向、さらには町民アンケートの調査結果などを踏まえ、把握する課題と今後のまちづくりの方向性を次のように整理します。

(1) さまざまなつながりが暮らしを豊かにするまちづくり

核家族化の進行とあわせ、お年寄りだけの世帯も急激に増えてきています。人とのつながりや地域とのつながりの中で、それぞれの場面でお互いの生活を支え合うことのできる仕組みづくりが重要です。

また、情報ネットワークの活用や活動の範囲を広げる社会基盤の充実を進めるなど、さまざまなつながりによって豊かな暮らしを実現するまちづくりが求められます。

(2) 健やかに育ち安心して老いることのできるまちづくり

少子化・高齢化の進行はますます進み、保健・福祉・医療の充実を求める町民要望は極めて高くなっています。また、生活の糧となる安定した収入など、経済・雇用面の充実を望む町民期待が大きくなっています。

安心して子どもを生み育てられる子育て環境づくり、家庭の経済基盤を安定させるための産業振興や雇用機会の創出、安心して老いることのできる福祉医療環境など、生涯を通じて健やかに暮らせるまちづくりが求められます。

(3) 暮らしの活力・地域の活力を見出すまちづくり

生活の安定を前提としつつ、一人ひとりの価値観や生活様式が多様化する中で、楽しく個性的な生き方を通して、生活の質を高めたいという意識が強くなってきています。

生涯にわたる自己実現の場や機会の拡充により暮らしの活力を見出し、また、まちの個性と魅力を生み出す産業・文化・スポーツ・交流活動の一層の活性化によって、地域の活力を見出すまちづくりが求められます。

(4) 地域の資源・人財を生かすまちづくり

上富良野町は、まちの象徴である十勝岳連峰、優れた田園景観や温泉など、恵まれた自然的資源をはじめ、人財、歴史、伝統など、さまざまな資源を有しています。

ありとあらゆる生活の場面で、それぞれの資源を守り継承し育むとともに、資源の特性に応じた活用を図り、より充実した暮らしを実現するまちづくりが求められます。

(5) 多様な主体による協働のまちづくり

地方主権時代に即した自律のまちづくり、住民自治に基づく個性豊かなまちづくりに向け、これまでも活発に行われてきた多様な町民活動を促進しながら、町民と行政の協働体制を強化していかなければなりません。

町民には、地域づくりの主役・実践者として地域に貢献することが求められ、行政には、地域経営を担う多様な主体の育成・支援や、相互の信頼関係を構築するための積極的な情報公開、町民のまちづくりに対する意識の醸成や、多くの町民が参加しやすい環境づくりと工夫が求められます。



担ぎ神輿



北の大文字

四季彩のまち・かみふらの

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

基本 構想

■第5次上富良野町総合計画

1 上富良野町の将来像

「かみふらの2世紀」を歩みはじめて10年が経ちました。変わることのない美しくも厳しい自然と秀峰十勝岳の懷に抱かれながら、町民のくらしが営まれ続けています。

10年前、『四季彩のまち・かみふらの一ふれあい大地の創造』を将来像に掲げ、「人—豊かな心の人のまち」、「職—活力ある産業のまち」、「住—住みよい快適なまち」、「共—共に創るまち」の4本柱を『まちづくりの拠りどころ』として第4次上富良野町総合計画を策定しました。地方分権の潮流が押し寄せ、少子化・高齢化の進行、情報化の急速な進展や生活に対する価値観の多様化など、成長社会から成熟社会への転換が求められる中、地域保健福祉の拠点づくりをはじめ、行財政改革や広域行政の推進による新たな行政運営システムの構築、さらには情報公開やさまざまな町民活動の担い手づくりを進め、協働のまちづくりによる、持続可能な自治を目指して取り組んできました。

本計画は、「町民が主体」であること、「個性と人権を尊重」すること、「相互に補完」し合うこと、「自主自律」の気概をもつこと、「未来志向」であること、これらをまちづくりの基本理念として、これまでの取り組み・成果を引き継ぎながら、「町民の暮らし本位」の考えに立って、『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える 暮らしのデザイン』を将来像と定め、まちづくりを進めています。

〔計画期間：平成21年度から平成30年度までの10年間とします。〕

四季彩のまち・かみふらの

—— 風土に映える 暮らしのデザイン ——

「町民の暮らし本位」の考えに立ち、町民が望む暮らしを達成するため、行政が行う活動はその達成ツール（手段）の一つとして位置付け、将来像『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える暮らしのデザイン』の実現に向けて、達成したい「5つの暮らし」を大目標として設定します。



ラベンダー

1 人や地域とつながりのある暮らし

つながりのある生活は心強さをもたらします。つながりのある産業活動は広がりをもたらします。つながりのある町民活動は豊かさをもたらします。

それぞれが足りないものを補い合い、支え合い、良いところを伸ばし合いながら、より豊かな生活を送るために、人と人、人と地域、地域と地域など、さまざまな場面でつながりが発揮される暮らしの実現をめざします。

2 穏やかに安心して過ごせる暮らし

元気に生まれ（生まれてほしい）、健やかに成長し（成長してほしい）、豊かな生活を送りたい（送ってほしい）、これはみんなの願いです。

生きていくうえでの不安を一つひとつ解決しながら、穏やかで安心に包まれた生涯を送ることができる暮らしの実現をめざします。

3 快適で楽しく潤いのある暮らし

快適な日々の生活を送るには、それをかなえる身近な楽しさや便利さが必要です。また、さまざまな町民活動が活発に行われ、それが生活の潤いへとつなげるためには、明日への意欲や活力を見出す機会づくりが必要です。

心に張りがあり、快適で楽しく潤いのある暮らしの実現をめざします。

4 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし

上富良野には、人、モノ、恵まれた自然や景観をはじめ、培われてきた歴史、伝統、知恵など、さまざまな地域の宝があります。そしてそれぞれの宝が持っている個性や特性に応じて守り、継承し、育み、日々の生活や活動に生かしていくことができる暮らしの実現をめざします。

5 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

このまちに住む人、このまちで働く人、このまちを訪れる人、上富良野とつながりを持つすべての人が、自らの誇りにより、まちの良さや暮らしやすさを守り、さらに発展させるため、そこに生じる責任を果たすとともにそれぞれの役割を担っていくことができる暮らしの実現をめざします。



十勝岳



深山峠の桜

2 まちづくりの基本方針

『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える 暮らしのデザイン』の実現に向けて、次の取り組みを基本方針として、まちづくりを進めていきます。

1 時代を的確に捉える取り組み

我が国は2005年をピークに人口減少期に突入し、今後一層の少子化・高齢化の進行が予想されます。また、産業・経済の国際化が進み、温暖化などの環境問題は地球規模での大きなテーマになっており、良くも悪くも地方の生活に影響を与えています。

上富良野町の将来もこれらの動きや流れに大きく関わっています。時代の潮流を的確に捉え、多様な社会の変化に対応しながら、経験や知恵を生かし、町民力を結集してまちづくりに取り組みます。

2 情報発信・受信・共有の取り組み

地域情報化が進み情報基盤が整うにつれ、情報発信のあり方やその工夫が求められています。

まちづくりのさまざまな場面において、活発で責任ある情報発信と情報受信に努め、協働の基本となる情報の共有が図れるよう、開かれたまちづくりに取り組みます。

3 協働によるまちづくり運営

この計画は、まちが保有するさまざまな力を結集し、ともに行動するための指針です。この計画を着実に進めるためには、町民をはじめ多様な主体による協働の取り組みが不可欠です。

財源や権限の移譲が進むことに備え、自律した個人を基礎としながら相互補完する「自助・共助・公助※」の社会システムの形成に向け、内発型の町民活動を尊重するとともに、さまざまな分野で町民と行政が連携して、協働のまちづくりに取り組みます。

4 町民満足度重視の取り組み

行政サービスに対する満足度を高めていくこととあわせて「まち」・「地域全体」に対する満足度アップにつなげていかなければなりません。

町民が期待する「まちの姿」を大切な情報としてみんなが共有し、その姿に近づくための重要な施策やさまざまな町民活動が行なわれ、納得と客観性に基づく、町民満足度重視のまちづくりに取り組みます。

※自助・共助・公助：「補完性の原則」であり、個人の尊厳を最大限に尊重することが前提として

「自助」／自分ができることは、自らの責任で行うこと

「共助」／自分だけでは解決や実施することが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと

「公助」／個人や周囲、地域あるいは民間の力では非効率なこと、解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと

3 目標人口

我が国は2005年をピークに人口減少期に突入しました。本町でも現在の減少傾向が続くと、平成30（2018）年には11,500程度に人口が推移することが予想されます。

産業振興による雇用機会の創出、子育て・成長環境の充実や健康で生活し続けるための保健福祉施策を進め、毎年新たに40人の定住者・移住者確保をめざし、平成30年の人口目標を11,900人とします。

目標人口達成時の平成30年の人口構成は、年少人口1,380人（11.6%）、生産年齢人口6,570人（55.2%）、老年人口3,950人（33.2%）です。

■ 目標人口

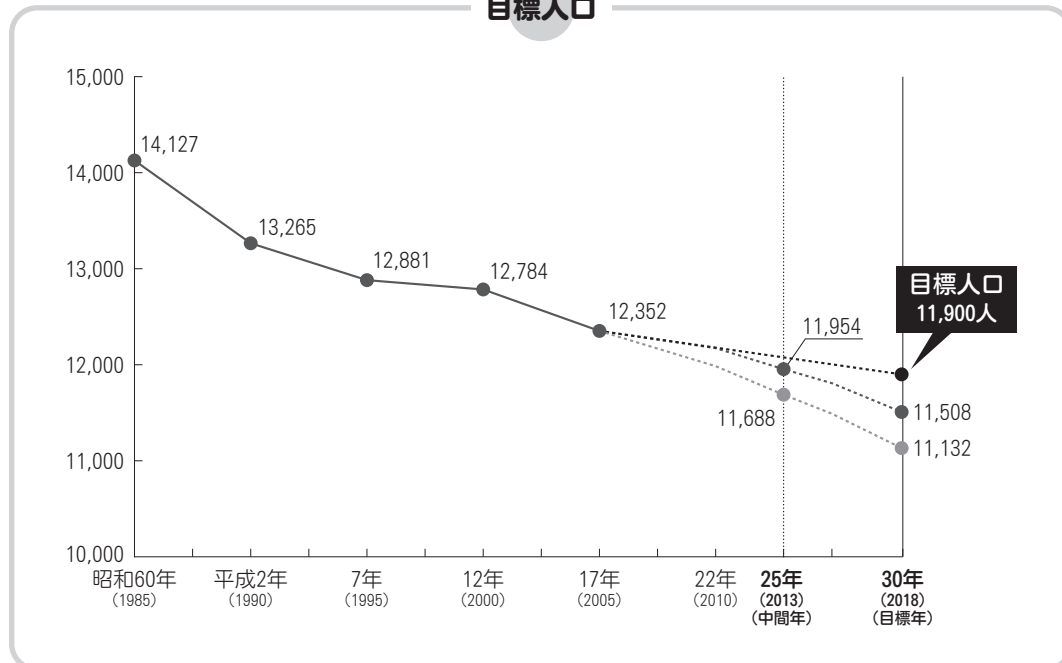
区 分	最終実績値	推 定 値		目 標 値
	平成17年 (2005)	平成25年 (2013)	平成30年 (2018)	平成30年 (2018)
総 人 口	12,352人 (100.0%)	11,954人 (100.0%)	11,508人 (100.0%)	11,900人 (100.0%)
		11,688人 (100.0%)	11,132人 (100.0%)	
年少人口	1,762人 (14.3%)	1,477人 (12.3%)	1,319人 (11.4%)	1,390人 (11.7%)
		1,211人 (10.4%)	943人 (8.5%)	
生産年齢 人 口	7,857人 (63.6%)	6,954人 (58.2%)	6,278人 (54.6%)	6,560人 (55.1%)
		6,954人 (59.5%)	6,278人 (56.4%)	
老年人口	2,733人 (22.1%)	3,523人 (29.5%)	3,911人 (34.0%)	3,950人 (33.2%)
		3,523人 (30.1%)	3,911人 (35.1%)	

※平成12年と17年の国勢調査結果をもとに、本町の地域事情に応じた自然動態・社会動態を加味し、男女別5歳階級別人口増減率を用いたコーホート法により推計した。

※下段の数値は、北海道の子ども女性比を用いて出生数を求め推計した数値。

※目標値は、平均的な世帯構成（単身世帯、高齢者のみ世帯を除く）の階層別割合をもとに、定住・移住確保必要数を按分し算出した。

目標人口



■ 定住・移住に係る施策を重点的に進めた場合の人口予測

人口の状況と予測条件			平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成30年 (2018)
国調結果			12,784人	12,352人	—
人口 予測	ケースA	現状のまま推移した場合	11,508人		
	ケースB	毎年20人の定住・移住確保	11,700人		
	ケースC	毎年30人の定住・移住確保	11,800人		
	ケースD	毎年40人の定住・移住確保	11,900人		
	ケースE	毎年50人の定住・移住確保	12,000人		

4 施策の大綱

四季彩のまち・かみふらの

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

まちづくりの基本方針

1	2	3	4
時代を 的確に捉える 取り組み	情報発信・ 受信・共有の 取り組み	協働による まちづくり 運営	町民満足度 重視の 取り組み

	人や地域と つながりのある 暮らし	穏やかに安心 して過ごせる 暮らし	快適で楽しく 潤いのある 暮らし	地域の宝を守り・ 育み・活用できる 暮らし	誇りと責任・役割 を分かちあえる 暮らし
健康福祉	地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現	安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり	意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり	いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり	健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり
成長学習	成長と学習を支えるネットワークづくり	のびのび子育てを支える成長環境づくり	生涯に潤いをもたらす学習環境づくり	たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実	主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり
産業雇用	信頼と絆で結ばれる産業の実現	本気・やる気が実を結ぶ産業づくり	地域の魅力を満喫する産業環境づくり	担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり	産消協働による地域循環型産業の実現
社会基盤環境	人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実	身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全	憩いと安らぎを提供する快適空間づくり	風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり	個々の責任が支える生活環境づくり
家庭地域	町民主体で成り立つコミュニティづくり	生活の不安を取り除く地域社会づくり	楽しく便利な地域生活の実現	まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり	創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり

4-1 人や地域とつながりのある暮らし

1 地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現

【健康・福祉】

地域や職場が行う自主的な健康づくりの取り組みを進めるため、継続的な健康づくり活動に対する支援を行います。

地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティ*づくりに向けて、総合的な地域福祉の推進体制や地域における福祉ネットワークを充実します。

住み慣れたところで、生涯孤独を感じることなく暮らせるよう、多世代共生型の居住環境づくりや世代間がふれあう機会を充実します。

2 成長と学習を支えるネットワークづくり

【成長・学習】

子どもの健全な成長を地域社会全体の願いとして、家庭や地域、学校や企業など、地域ぐるみで子どもの成長を支える地域コミュニティづくりを進めます。

学習の成果が暮らしや地域づくりに生かされるなど、次につながる学習環境を実現するため、情報収集機会の充実や人材のネットワーク化を進めます。

3 信頼と絆で結ばれる産業の実現

【産業・雇用】

地域に根ざした地域密着型の産業づくりを進めるとともに、地産地消*をはじめ、生産者・供給者と消費者との交流機会を通じて、消費者の地場産品に対する理解を深めるなど、信頼される産業の発展につなげます。

産業間の連携を強め、収穫から製造・加工、販売まで、全てが域内で完結する地域循環型の産業*づくりに向けた仕組みづくりを進めます。

4 人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実

【社会基盤・環境】

さまざまな活動や交流・連携を促進する交通環境を形成するため、広域交通網や地域間の道路ネットワークを充実します。

公共交通については、利用促進や利便性の向上のため、地域事情にあった公共交通体系の確立に努めます。

5 町民主体で成り立つコミュニティづくり

【家庭・地域】

地域生活のさまざまな課題を町民が主体となって解決できるコミュニティの形成のため、地域づくりの人材や団体の育成、地域活動の交流やつながりの強化を進めます。

地域の力で災害や火災、事件や事故などを防ぎ、克服できるコミュニティの実現に向け、自主的な防災・防犯の意識の醸成とその活動の定着と充実を進めます。

国際感覚豊かな人材の育成や適度な刺激の中から、個性的なまちづくりの実現に向けて、テーマ性のある地域間交流や草の根的な国際交流を進めます。

※コミュニティ：地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき

※地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること

※地域循環型産業：地域の原材料や資本、技術、労働力などを活用し、生産や販売活動を行うこと

4-2 穏やかに安心して過ごせる暮らし

1 安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり

【健康・福祉】

高齢者や障がい者などが一人でも安心して自立した生活を営むことができるよう、福祉に携わる多様な団体や人材の確保と活用を図りながら、在宅福祉サービスをはじめ、相談機会や生活上の安全対策など、生活支援体制を充実します。

個人としての自立した生活を支えるため、ひとり親家庭や低所得者家庭を支援します。

病気やけががあっても安心できる医療環境を確保し、適切な医療サービスが受けられるよう、地域保健医療体制の連携強化、在宅医療の充実や地域医療を支える医療従事者の確保に努めます。また、町立病院については、地域医療の核であるとともに、介護医療型老人保健施設*として介護福祉の一翼を担い、地域の福祉医療機関として機能を充実します。

2 のびのび子育てを支える成長環境づくり

【成長・学習】

不安を抱えこまずに子どもを生み、育てることができるよう、母子保健医療の充実、家庭の教育力向上、保育体制や子育て支援サービスの充実など、子育て支援体制の強化とともに、発達の遅れや障がい、病気をもつ子どもとその家族への支援を充実します。

楽しく喜びを感じながら子育てができるよう、子育てに関する情報交換の機会や親同士の交流機会を充実します。

3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

【産業・雇用】

安定した産業収入があり、不安がない生活を実現するため、産業基盤の整備・充実をはじめ、経営の効率化、近代化の促進、収入に反映する産業活動への支援を進めます。

それぞれの産業関係団体と連携を強め、取り組みが効率的に成果につながるよう、体制の強化を進めます。

雇用の創出と確保のため、新規企業の立地や既存産業の活性化や労働環境の向上に向けた取り組みを進めます。

4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全

【社会基盤・環境】

安全で安心な日常生活を支える良好な生活環境基盤を整えるため、道路の性質に合わせた安全性と利便性を確保します。

高齢者、障がい者、子どもが安全に安心して不自由なく活動できる環境づくりのため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン*の標準化に向けた取り組みを進めます。

安全で安定した水の供給と、水環境の保全や衛生的な生活水準を確保するための下水道処理を適正に進めます。

環境へ負荷の少ない循環型社会の構築と公害の防止など環境の保全を進めます。

※介護療養型老人保健施設：介護を必要とする人への介護サービス提供施設のこと。本町の町立病院は、医療機関併設型小規模（29床以下）老人保健施設

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などを設計すること

5 生活の不安を取り除く地域社会づくり

【家庭・地域】

十勝岳噴火災害や風水害をはじめ、あらゆる災害に対して不安を感じない環境を維持するため、被害を最小限にする防災・消防体制を充実します。

犯罪や交通事故などの心配がない身近の安全を確保するために、防犯や交通安全への関心と責任感を高め、生活安全が確保される環境づくりを進めます。

消費者としての権利を尊重し、主体的に行動して暮らしていけるよう、情報提供や消費者教育の充実、新たな課題への対応の迅速化に努めます。



十勝岳噴火総合防災訓練

4-3 快適で楽しく潤いのある暮らし

1 意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり

【健康・福祉】

町民一人ひとりが生活習慣をコントロールして健康に暮らせるよう、健康相談の機会充実をはじめ、病気の予防や早期発見など検診体制を充実します。

心の健康を保った生活を実現するため、心の健康に関する情報提供や周囲の理解を含めた学習・啓発活動、相談体制やケア機能を充実します。

2 生涯に潤いをもたらす学習環境づくり

【成長・学習】

生涯を豊かなものにするため、いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境を整えるため、充実した生涯学習機会と場を提供します。

健康でこころ豊かな人づくりを目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニケーションづくりや感動を共有できるよう、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動を振興します。

3 地域の魅力を満喫する産業環境づくり

【産業・雇用】

地場にこだわった特産品の活用や開発によって、地場ブランド*の定着を進め、地域の魅力発信とあわせ産業収益の向上につながる取り組みを支援します。

地域産業などのまちの魅力の集積と新たなまちの活力を生み出すため、賑わいの拠点づくりに向けた取り組みを進めます。

4 憩いと安らぎを提供する快適空間づくり

【社会基盤・環境】

町民が楽しく過ごせる身近な快適空間として、安全で親しみやすく、利用しやすい公園・緑地の整備やきれいな水と水辺の環境づくりを進めます。

5 楽しく便利な地域生活の実現

【家庭・地域】

多様な交流と親睦が行われ、気心の知れた人間関係のある地域づくりをめざし、交流を促す場の整備や町民の主体的な交流を促進します。

暮らしの情報が手軽に入手できる環境を実現するため、情報技術の高度化への柔軟な対応や電子自治体の構築*を進めます。

※地場ブランド：特製品・上製品と称されるような、価値ある地場産品

※電子自治体の構築：住民の利便性向上のため、役所窓口での様々な手続きなどを、インターネット等を活用し安全かつ効率的に行えるようにすること

4-4 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし

1 いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり

【健康・福祉】

高齢者が元気に楽しみながらいきいきと暮らせるよう、学習や交流など、いきがい活動の機会を充実します。

高齢者が、いつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくりに向け、高齢者を「支えられる対象」というばかりではなく、社会活動の主体として捉え、地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加の機会を充実します。

「障がいはその人の個性」であるとの認識を広めながら、障がいのある人が持てる能力を発揮し、積極的に社会に参加して、自己の実現*を果たすため、スポーツ・レクリエーション・文化など、さまざまな社会参加活動への参加支援や就労支援を進めます。

2 たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実

【成長・学習】

幼稚園、小学校、中学校の連携を深め、確かな学力と豊かな心を育むため、子どもたちの発達に応じた教育活動、人を尊ぶ気持ちやたくましく生きる力の育成を重視した教育内容の充実、子どもたちの主体的な活動の支援、学校環境や通学環境を充実します。

高等教育の場である上富良野高等学校については、地域に根ざした特色ある学校づくりや生徒が有意義な高校生活を送れるよう支援します。

上富良野の未来をつくる子どもたちが、豊かな社会性と優れた感性や創造力を育むため、社会参加を促進し、体験や多様な交流機会を充実します。

3 担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり

【産業・雇用】

意欲や希望を持つ産業の担い手の確保をはじめ、新規担い手を受け入れる体制を確立し、まちの産業を支える人材の育成を強化します。

恵まれた自然や景観など、地域の強みを高い付加価値として生かす産業づくり、人、モノのグローバル化に対応した、新たな視点での産業づくりを支援します。

4 風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり

【社会基盤・環境】

地域の魅力アップや地域産業の活動基盤づくりとして、恵まれた自然や生活の営みによって形成された、優れた景観に調和した道路や施設などの社会基盤づくりを進めます。

身近な自然と調和した快適な住宅環境の維持を継続しつつ、市街地域の拡大・拡散を抑え、計画的な土地利用に即した市街地形成を進めます。

5 まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり

【家庭・地域】

子どもに地域の歴史や文化を伝え、ふるさとを大切にすることを育むため、地域に根ざした体験学習機会や伝承活動を充実します。

町の歴史文化をしっかりと後世に受け継いでいくため、歴史文化の保存体制の整備や活用機会を充実します。人の対流が盛んな地域特性を生かし、新たな地域活力となる移住者の受け入れや活躍の場を創出し、地域づくりにつなげます。

※自己実現：自分の能力・可能性を発揮して、自己の成長や活動を実践すること

4-5 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

1 健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり

【健康・福祉】

町民一人ひとりが健康で暮らし続けることの大切さを自覚し、日々、健康づくりを意識した生活が送れるよう、健康づくりへの理解や学習機会の充実と自主活動に率先して取り組める場を確保します。

町民すべてが自助・共助・公助の役割分担を理解し、地域福祉を支える担い手として活動ができるよう、地域福祉に関する意識の醸成とともに活動のリーダーやボランティア、企業などの担い手育成と活動拠点を充実します。

身近な地域医療は地域のみんで守るという気概をもって、医療機関の適性かつ有効な利用に向けた理解や学習機会を充実します。

2 主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり

【成長・学習】

地域の子どもは地域で守るという意識を醸成し、子どもの成長に対する責任を家庭や学校、地域がそれぞれの立場で自覚し、理解し、連携して、健やかな成長環境づくりを進めます。

学習の成果を評価し、その成果を地域に還元していくことが、さらなる学習意欲にもつながるため、学んだ成果を発表する機会や地域社会づくりに生かしていく体制づくりを進めます。

また学習者は次の学習指導者として、主体的な学習活動が行えるよう、学びの輪の広がりに向けた仕組みづくりを進めます。

3 産消協働による地域循環型産業の実現

【産業・雇用】

生産者・供給者と消費者が幅広い分野で連携し、地域の人、モノ、技術をできるだけ地域内で消費・活用することによって経済の域内循環を高め、地域ぐるみで地域産業を発展させ支える産消協働※の取り組みを進めます。

4 個々の責任が支える生活環境づくり

【社会基盤・環境】

子どもから高齢者まで健康でいきいきと暮らせるよう、環境保全意識の醸成や環境保全活動への積極的な参加など、町民主体の生活環境づくりを進めます。

地域内の道路や公園など、身近な社会基盤をより安全に、かつ有効に利活用ができるよう、町民・地域・行政の協働による取り組みと仕組みづくりを進めます。

5 創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり

【家庭・地域】

自分たちの力で、自分たちの望むまちづくりができる環境づくりに向けて、まちの良さをみんなで共有する取り組みの拡充や、自主的なまちづくり活動の支援とともに、町民との協働、男女共同参画※を進めます。

※産消協働：生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化につなげる活動

※男女共同参画：男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのこと

5 推進プロジェクト

将来像『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える 暮らしのデザイン』の実現に向けて、複数の取り組みを横断的かつ有機的にむすびつけ、集中的・重点的なまちづくりプロジェクトとして次の取り組みを進めます。

1 みがいてキラリ産業プロジェクト

上富良野には、豊かな農作物や優れた景観など、恵まれた地域素材があふれています。これらを見がき、輝かすことによって、新たな型の産業を生み出します。

- ① 地場にこだわった特産品の活用や開発と地場ブランドの定着化
- ② 産業間連携による、域内完結の地域循環型産業づくり
- ③ 地域の強みを高い付加価値として生かす産業づくり
- ④ 人、モノのグローバル化に対応した、新たな視点での産業づくり
- ⑤ まちの産業を支える人材の確保・受け入れと育成強化

2 地域力で育む子育てプロジェクト

上富良野の未来をつくる子どもたちに、地域全体で愛情を注ぎ、成長の場面ごとに地域力を発揮します。

- ① 母子保健医療の充実、家庭の教育力の向上や子育て支援サービスの充実
- ② 発達の違いや障がい、病気をもつ子どもとその家族への支援
- ③ 子育て中の親同士の情報交換・交流機会の充実
- ④ 確かな学力と豊かな心、生きる力の育成を重視した教育
- ⑤ 公共的施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの標準化
- ⑥ 家庭・地域・学校・企業など、地域ぐるみで子どもの成長を支える環境づくり

3 いつまでも現役がんばりプロジェクト

人口減少と相まった高齢化社会では、高齢者を「支えられる対象」というばかりではなく、社会活動の主体として捉え、豊富な知識や技術を生かした社会活動の参加を進めます。

- ① 健康相談機会の充実と病気の予防や早期発見など検診体制の充実
- ② 健康づくりへの理解や学習機会の充実と率先して自主活動に取り組める場の確保
- ③ 学習や交流機会の充実など、いきがい活動の活性化
- ④ 地域活動や就労機会の拡充支援など、社会参加機会の充実

6 土地利用基本構想

土地は、将来にわたって限られた資源であるとともに、町民の生活や産業経済活動などあらゆる活動の共通の基盤となるものです。その利用のあり方は、まちの発展と深い関わりをもっています。

めざす将来像の実現に向けて、合理的、計画的なまちづくりが進められるよう、土地利用（開発・整備・保全）にあたっては、国土利用計画法と関連する土地利用関係法（自然公園法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法等）に基づいて、自然・森林地域の保全や優良農地の農業的土地利用の堅持、また市街地域においては拡大を抑え、未利用地等の効率的な利活用によるコンパクト化を進めます。

1 自然的土地利用の方向性

本町の東部には、十勝岳をはじめとする勇壮な山岳地帯が広がり、その大半が国立公園に指定されています。こうした自然環境を適切に保存するとともに、温泉資源などの賢明な利活用により、まちの活性化につなげます。

また、まちを取り囲む森林地域は、林業生産のみならず、地球環境保全や水源かん養*など、森林のもつ公益的機能*が発揮されるよう保全・整備を進めます。

2 農業的土地利用の方向性

本町の基幹産業である農業を振興するうえでも、優良農地*の長期的保全に努めながら基盤整備等を進め、生産性の高い農業生産地の形成をめざすなど、農業を支える土地利用を進めます。

また、暮らしの場としても生活環境の整備を進めるとともに、農業との共生による観光振興や移住・定住を推進するなど、地域特有の田園景観資源を生かしたまちづくりを進めます。

3 都市的土地利用の方向性

市街地は、商業地など市街中心部をはじめ、住宅地においても空き地・未利用地が散在することから、それらの効率的利活用を第一に考え、さらに行政コストを抑制する観点からも市街地（用途地域指定区域）の拡大を抑え、現行の土地利用を基本としてコンパクト化を進めます。

特に空洞化が進む中心市街地は、商店街・繁華街の魅力向上や空き地なども活用した賑わい機能を集積し、まちの中心性を高めます。



畑風景



日の出公園

※水源かん養：森林などによって、水源を自然に養成すること

※公益的機能：一般（社会全般）への利益につながる、公共性の有した機能

※優良農地：第1種農地を基本として、一定程度の基盤整備等が行われており、生産性が見込める農地（第2種農地＝市街地域に隣接、第3種農地＝市街地域内の農地）

7 行政の取り組み姿勢

『四季彩のまち・かみふらの一風土に映える 暮らしのデザイン』の実現に向けて、次の4つの取り組み姿勢に沿って、施策を展開します。

1 効果的・効率的な行財政運営

財政基盤の強化・安定化と効率的な行財政運営によって、効果的な行政サービスの提供と水準の確保に努めます。また、企業会計や特別会計などの健全な経営を進めます。

2 広域行政の推進

近隣市町村をはじめ、広域的協議会、広域的協定*及び富良野広域連合*との連携により、生活基盤の充実や産業振興につなげ、また、公共施設の広域利用サービスへの取り組みを進め、町民の利益と地域の発展のための広域連携の強化を進めます。

3 公共施設の適正な維持管理の推進

既存施設の有効利用を基本として、機能の複合化や柔軟な施設運用、適正な安全管理と効率的な施設運営に努め、高齢者や障がい者、幼児など、誰もが利用しやすい公共施設づくりを進めます。また、町民ニーズに即した或いは町民主体の施設整備と維持・管理を進め、施設利用者へのサービス向上につなげます。

4 公平・公正・適正な負担の確立

世代間の公平や応益などを考えた適正な負担のあり方を常に研究・検討し、公正な負担の確立に努めます。



町立病院



パークゴルフ場



保健福祉総合センター

※広域的協定：一自治体の枠を越えて、特定の事務・事業を行うための協定

※富良野広域連合：富良野管内の5市町村で構成され、事務の一部を共同処理することで、行政運営の効率化と補完を行う組織

四季彩のまち・かみふらの

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

基本 計画

■第5次上富良野町総合計画

I

人や地域とつながりのある暮らし

■ 施策体系

I 人や地域とつながりのある暮らし

1 地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現

【健康・福祉】

(1) 地域や職場での自主的な健康づくり

(2) 地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティづくり

(3) 生涯孤独を感じることなく暮らせる地域づくり

2 成長と学習を支えるネットワークづくり

【成長・学習】

(1) 子どもの成長を支える地域コミュニティづくり

(2) つながりが広げる学習環境づくり

3 信頼と絆で結ばれる産業の実現

【産業・雇用】

(1) 信頼される産業づくり

(2) 地域循環型の産業づくり

4 人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実

【社会基盤・環境】

(1) 活動・交流を促す交通環境づくり

(2) 地域事情にあった公共交通体系づくり

5 町民主体で成り立つコミュニティづくり

【家庭・地域】

(1) 地域課題を町民が主体となって解決できるコミュニティづくり

(2) 災害・火災・事件・事故を防ぎ、克服できるコミュニティづくり

(3) 適度な刺激による個性的なまちづくり

I-1 地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現

健康
福祉

■ 現況と課題

- 本町でも今後、確実に高齢化が進み、認知症や寝たきりなど、老化に伴う健康問題が顕著になってくると予想されます。健康に暮らし続けるためにも、世代に関わらず日常の健康づくりが重要になってきます。地域社会全体が健康に対しての意識を高め、地域や職場などが主体的に行う健康づくり活動の展開が望まれます。
- 単身世帯の増加や核家族化の進行など、生活様式の変化によって地域におけるご近所付き合いや人と人とのつながりが希薄となり、地域の連帯意識が低下しつつあります。元来、地域における人同士のつながりは福祉的な機能を併せもつものでしたが、地域コミュニティの形骸化、相互扶助意識の低下により、行政などに依存する場面が多くなってきています。このような状況の中で、町では住民会と連携して各地区に福祉推進員を配置し、福祉に係る地域内連携の強化を進めてきましたが、活動内容や福祉意識の熟度などに地域格差が生じてきている状況にあります。高齢社会を迎え、誰もが豊かで暮らしやすい社会にしていくためには、行政の取り組みはもとより、相互に助けあう地域福祉活動の推進が不可欠であり、その体制づくりと環境づくりが重要です。
- 高齢化が進む中、ここ10年（平成7年～17年）の間に高齢者世帯数は1.9倍の998世帯となり、その内の3分の1にあたる354世帯（1.8倍増）が高齢単身者世帯となっています。今後さらに高齢者世帯、高齢単身者世帯の増が見込まれ、地域社会とのかかわりや人とのつながりの希薄化が懸念されます。

■ 施策の展開

I-1 地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現

(1) 地域や職場での自主的な健康づくり

① 地域・職場が行う健康づくり活動への支援

(2) 地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティづくり

① 総合的な地域福祉推進体制の充実

② 地域福祉ネットワークの充実

③ 身近な福祉体制の充実

(3) 生涯孤独を感じることなく暮らせる地域づくり

① 多世代共生型の居住環境づくり

② 多世代がふれあう機会の充実

■ 施策の方向性

(1) 地域や職場での自主的な健康づくり	
① 地域・職場が行う健康づくり活動への支援	展望
地域や職場が主体的・継続的に行う健康づくり活動への支援を充実します。	
地域や職場における健康づくりリーダーなど、活動を支える人材を育成します。	
(2) 地域ぐるみで支え合う福祉コミュニティ※づくり	
① 総合的な地域福祉推進体制の充実	展望
地域福祉計画に基づき、福祉事業の総合的かつ効果的な実施を推進します。	
社会福祉協議会の組織強化と財政基盤強化に向けた取り組みを推進します。	
地域福祉活動に関わる団体間の連絡・連携を強化します。	
② 地域福祉ネットワークの充実	展望
保健・福祉・医療が連携し、総合的なサービスを提供するため、民生委員、児童委員、住民会組織やボランティアなど、地域福祉ネットワークを充実します。	
③ 身近な福祉体制の充実	展望
自治会など、地域における福祉体制を充実します。	
地域住民の広範な参加による、地域に根づいた福祉活動の支援を充実します。	
(3) 生涯孤独を感じることなく暮らせる地域づくり	
① 多世代共生型の居住環境※づくり	展望
さまざまな世代の人が住む居住方式の研究や導入に向けて取り組みます。	○
高齢者や障がいのある人などに配慮された住環境整備を普及します。	
② 多世代がふれあう機会の充実	展望
高齢者と子どもたちなど、世代間の交流機会を充実します。	
多世代交流が図られるような、また、高齢者が気軽に立ち寄れる身近で利用しやすい施設を拡充します。	

※コミュニティ：地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき

※多世代共生型の居住環境：高齢者と若い世代など、さまざまな世代が交流し暮らしを支え合う居住環境

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
福祉ボランティア登録者数	全町民に占めるボランティアセンターへのボランティア登録者数の割合	%	14.2	17.0	20.0
小地域ネットワーク登録数	実質的活動を伴う小地域ネットワーク登録数	団体	—	25	25

I-2 成長と学習を支えるネットワークづくり

成長
学習

■ 現況と課題

- 子ども同士のふれあいはもちろんのこと、地域社会とふれあう中から得られていたさまざまな学びの機会の減少は、子どもの人格形成や将来の社会生活に対する不安を大きくしています。過去においては、地域のおじさんやおばさんが子どもへの声かけや、しかり合える地域コミュニティが存在しました。しかしながら、子どもが巻き込まれる重大犯罪が横行する社会情勢を反映して、他人の子が何をしても「見ぬ振り」という風潮がいつしか広がってしまいました。子どもの健やかな成長がかなう社会づくりのためには、家庭をはじめ、地域や学校、企業など、地域ぐるみで子どもの成長を支える社会環境を再構築していくことが求められます。
- 学習の機会の多くは行政主導によって設けられてきましたが、近年、町民主体によるものが増えてきた。この機運の高まりを大切にし助長していくためにも、積極的な情報発信とそれを裏付ける情報収集機会の充実、学習活動を支える人材の育成やネットワーク化など、多様な学習要望に対応する学習環境づくりが重要な課題です。

■ 施策の展開

I-2 成長と学習を支えるネットワークづくり

(1) 子どもの成長を支える地域コミュニティづくり

- ① 地域・学校・事業者などの交流機会の促進
- ② 分かり合える地域コミュニティづくり

(2) つながりが広げる学習環境づくり

- ① 団体・グループが行う生涯学習活動への支援と人材の育成
- ② 生涯学習情報の収集機会の充実

基本計画



ふれあいもちつき会

■ 施策の方向性

(1) 子どもの成長を支える地域コミュニティづくり	
① 地域・学校・事業者などの交流機会の促進	展望
学校行事や地域活動などへの相互参加など、日常的な交流機会を促進します。	
家庭・地域・学校・事業所などの相互理解を深めるため、地域の子育て環境づくりに関する学習・研修機会への参加を促進します。	
② 分り合える地域コミュニティづくり	展望
イベントやボランティア活動など、地域の子どもと大人が一緒に取り組む地域活動の機会を拡充します。	
子どもたちの地域活動やさまざまな場面での活躍を、広く町民に情報発信します。	
(2) つながりが広げる学習環境づくり	
① 団体・グループが行う生涯学習活動への支援と人材の育成	展望
団体やグループが主体的・継続的に行う生涯学習活動への支援を充実します。	
自主的な生涯学習活動を推進するため、それを支える人材の育成とネットワーク化を推進します。	
広域連携による文化・学習施設等の活用や学習活動団体の交流を推進し、人材育成・人材派遣の共同化に取り組みます。	
② 生涯学習情報の収集機会の充実	展望
大学等との連携により、より高度な生涯学習活動につながる情報収集を推進します。	
北海道など広域で取り組む学習情報提供システム等を活用し、より充実した生涯学習情報の発信につなげます。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明		単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
子育てに関する研修会等の開催回数	町主催の研修会等の開催回数		回	1	2	2
生涯学習を主体的に行う団体数	生涯学習団体数	文化系 運動系	団体	51 77	↗	↗
生涯学習活動者数	団体に所属し生涯学習活動を行っている人数	文化系 運動系	人	753 1,598	↗	↗



子育て講演会

I-3 信頼と絆で結ばれる産業の実現

産業
雇用

■ 現況と課題

- 食の安全を脅かす事件が多発し、これに関する報道等を通じて食に対する安全意識が今までに無いほど高まっています。地元町民はもちろんのこと、すべての消費者が安心して消費することができる物づくりを通じ、信頼されるかみふらの産業を構築する必要があります。
- 都会などの大消費地においては、富良野地方で収穫される農畜産物の評価は高いものがありますが、豊富な原材料を元に、地元での製造や加工による付加価値を高めた製品化・商品化にはそれほど至っていないのが現状です。地元産業の全体を発展させるため、それぞれの産業が連携し、収穫から製造・加工、販売まで、域内で完結する産業構造の構築が求められます。

■ 施策の展開

I-3 信頼と絆で結ばれる産業の実現

(1) 信頼される産業づくり

- ① 地域密着型産業の推進
- ② 地場産品への信頼と理解の向上

(2) 地域循環型の産業づくり

- ① 産業間連携による体制づくり
- ② 新たな地域産業づくりへの研究と支援



地産地消拡大試食会

■ 施策の方向性

(1) 信頼される産業づくり		
① 地域密着型産業の推進		展望
共通	地産地消*の拡大に向けた取り組みを推進します。	
	地元での地場産品取り扱いを推進します。	○
② 地場産品への信頼と理解の向上		展望
共通	生産者・供給者・消費者が交流する機会を充実し、地場産品への理解向上に向けた取り組みを推進します。	
農業	安全、安心な農畜産物の生産技術の構築と環境へ負荷の少ない環境保全型農業*を推進します。	
	農畜産物の履歴管理システムの構築を推進します。	
(2) 地域循環型の産業づくり		
① 産業間連携による体制づくり		展望
共通	収穫から製造・加工、販売まで、新たな地域産業の形を構築するため産業間連携による体制づくりを推進します。	○
② 新たな地域産業づくりへの研究と支援		展望
共通	地域循環型産業*が成立するための研究を進めるとともに、その取り組みに対する支援を推進します。	○

※地産地消：地域で生産されたものを地域で消費すること

※環境保全型農業：土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した農業・農法

※地域循環型産業：地域の原材料や資本、技術、労働力などを活用し、生産や販売活動を行うこと

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
学校給食の地場産農産物使用割合	学校給食に使用する食材のうち地場産品の割合	%	83.0	↗	↗



麦畑

Ⅰ-4 人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実

社会基盤
環境

■ 現況と課題

- 国道237号線が町を南北に縦断し、5つの道道が市街地から放射状に走っています。本町のこれら広域幹線道路は、地域間交流や物流をはじめ、観光など地域経済に寄与する部分が多く、景観など地域性に配慮した計画的な整備が望まれます。また地域幹線道路についても、国道・道道を補完し、町内地域間の移動・交流の利便性を向上させるため、優先度や交通事情等を考慮した計画的な整備が必要です。
- 現在、JR 上富良野駅では、旭川・富良野間を結ぶ JR 富良野線の停車本数が上り10本、下り12本が停車しており、通勤通学の時間帯はほぼ1時間に1本、それ以外の時間帯はほぼ2時間に1本の割合で上下線とも運行されていますが、段階的に運行本数は減少してきています。町民に欠かせない交通機関として、JR 富良野線の利用促進など、運行本数の確保に向けた取り組みが必要です。また町営バスについても、利用者が著しく減少しているものの、運行方法等の工夫・改善による地域住民の足の確保が望まれます。

■ 施策の展開

Ⅰ-4 人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実

(1) 活動・交流を促す交通環境づくり

① 広域交通ネットワークの充実

② 地域交通ネットワークの充実

(2) 地域事情にあった公共交通体系づくり

① 公共交通の利便性の確保と利用促進

■ 施策の方向性

(1) 活動・交流を促す交通環境づくり	
① 広域交通ネットワークの充実	展望
国道・道道の整備については、安全性と利便性に配慮しつつ、公共事業景観づくり指針に沿った整備がなされるよう、関係機関に要請し推進します。	
② 地域交通ネットワークの充実	展望
国道や道道を補完し、町内地域間の有機的な連携や交流へと結び付く幹線町道の整備・維持に努めます。	
(2) 地域事情にあった公共交通体系づくり	
① 公共交通の利便性の確保と利用促進	展望
JR 富良野線の利用を促進し、JR 富良野線の維持、列車本数の確保に努めます。	
バス路線の利用を促進するとともに、路線維持に向けて取り組みます。町営バスについても、運営の改善等を図りながら、利便性の確保、路線維持に努めます。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
町道舗装率	町内の町道を舗装した率	%	50.79	51.37	51.85



除雪作業



冬の通学風景

I-5 町民主体で成り立つコミュニティづくり

■ 現況と課題

- まちづくりの基本は、地域コミュニティ単位で行う地道な活動にあります。多様なライフスタイルに伴い、地域社会との関係が希薄化している状況にあります。地域コミュニティは、町民参画の身近な活動組織の一つとして、地域における重要な存在であることから、地域住民のつながりを強め活動水準を高めていくことが重要です。
- 災害時には、公的な救助・救援活動が全ての状況に対応することは極めて困難であることから、「自らの生命は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識で日頃から防災意識を高め、地域における防災力を向上させるとともに、万一、災害が発生した場合には、災害時要援護者への心配りなど、町民自らが様々な状況に対応できる体制の確立が求められます。
悲惨な事件や事故が毎日のように報道されています。犯罪の増加は、地域のつながりの希薄化の進行や地域の犯罪防止機能の低下が要因の一つとして指摘され、また重大な交通事故の多くは、運転者の基本的なルール・マナーを無視したことが原因となっています。安全な地域づくりのためには、地域におけるつながりを強め、声をかけ合い、町民の主体的な生活安全活動の展開が望まれます。
- 現在、国内における地域間交流は、友好都市である三重県津市を中心に行われています。行政・産業・青少年などさまざまな分野での交流が進められてきましたが、その多くは交流的なものであり、今後は双方の経済的な発展など、実質的成果のある民間・住民交流に発展させていく必要があります。
国外交流では、カナダの友好都市であるカムローズ市との間で、ALT*の継続的な招へい、青少年の友好訪問派遣やホームステイの受け入れなどの交流事業を行い、国際的な視野を育むことや、国際性豊かな人材の育成につながっています。今後も国際交流を進める中から、外国の生活文化などを学ぶ機会の充実とともに、町民活動として事業が推進されるよう草の根的な交流が必要です。

■ 施策の展開

I-5 町民主体で成り立つコミュニティづくり

(1) 地域課題を町民が主体となって解決できるコミュニティづくり

- ① 地域づくりの人材・団体の育成
- ② 地域交流とつながりの強化

(2) 災害・火災・事件・事故を防ぎ、克服できるコミュニティづくり

- ① 防災・生活安全に対する意識の醸成と人材の育成
- ② 自主的な防災・生活安全活動への支援の充実

(3) 適度な刺激による個性的なまちづくり

- ① テーマのある地域間交流の推進
- ② 草の根的な国際交流の推進

■ 施策の方向性

(1) 地域課題を町民が主体となって解決できるコミュニティづくり	
① 地域づくりの人材・団体の育成	展望
各活動を牽引する地域づくりリーダーを育成します。	
地域づくりに取り組む団体への支援を充実するとともに、活動内容などを積極的に情報発信します。	
② 地域交流とつながりの強化	展望
活動・交流の拠点となる地域集会施設等を充実します。	
主体的に行われる地域コミュニティ活動への支援を充実します。	
(2) 災害・火災・事件・事故を防ぎ、克服できるコミュニティづくり	
① 防災・生活安全に対する意識の醸成と人材の育成	展望
十勝岳噴火の体験の伝承、防災情報の提供や訓練などにより、防災意識を醸成します。	
町民や団体・地域における災害等発生時の対応能力強化に向けた取り組みを拡充します。	
町民や団体・地域のより主体的な防犯・交通安全への取り組みが進むよう普及・啓発します。	
自主防災・防犯・安全の地域活動に関わるリーダーやボランティアを育成します。	
② 自主的な防災・生活安全活動への支援の充実	展望
自主防災組織*の活性化と活動への支援を充実します。	
地域が行う防犯・交通安全活動への支援を充実します。	
(3) 適度な刺激による個性的なまちづくり	
① テーマのある地域間交流の推進	展望
友好都市である三重県津市との交流活動を継続・充実します。	
友好都市をはじめ、テーマ性のある国内の地域間交流を推進します。	
町民や民間主体の交流を進めるため、交流推進団体への支援を充実します。	
② 草の根的な国際交流の推進	展望
友好都市であるカナダカムローズ市との交流活動を継続・充実します。	
ALT など、在町の外国人との交流の中から外国の生活文化を学ぶなどの国際交流事業を推進します。	
町民や民間主体の交流を進めるため、交流推進団体への側面的支援を充実します。	

※ALT（エーエルティー）：外国語指導助手（Assistant of Language Teacher）の略語

※自主防災組織：住民会等の自治組織が災害の発生に備えて被害の発生や拡大の未然防止のために行う活動

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
地域づくり人材育成研修機会数	年間の地域づくり人材育成研修機会の開催回数	回	0	1	3
自治会加入世帯率	全世帯数に占める自治会加入世帯の割合	%	86.37	88.0	90.0
自主防災組織数	実質的活動を伴う自主防災組織の数	団体	1	16	25
ALT等との国際交流機会数	ALT 等との国際交流事業に参加した人数	人	195	↗	↗

II

穏やかに安心して過ごせる暮らし

■ 施策体系

II 穏やかに安心して過ごせる暮らし

1 安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり

【健康・福祉】

- (1) 高齢者が安心して生活が送れる地域づくり
- (2) 障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくり
- (3) 個人としての自立した生活を支える社会づくり
- (4) 病気やけががあっても安心できる医療環境づくり

2 のびのび子育てを支える成長環境づくり

【成長・学習】

- (1) 不安を抱えこまずに子どもを生み、育てることができる地域づくり
- (2) 楽しく喜びを感じながら子育てができる地域づくり

3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

【産業・雇用】

- (1) 安定した収入につながる基盤づくり
- (2) 効果的な成果をもたらす体制づくり
- (3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり

4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全

【社会基盤・環境】

- (1) 安全で安心な日常生活を支える生活基盤づくり
- (2) 衛生的な生活水準を確保する環境づくり
- (3) 環境への負荷の少ない循環型社会づくり

5 生活の不安を取り除く地域社会づくり

【家庭・地域】

- (1) 災害などに対応できる地域づくり
- (2) 身近な安全を確保する地域づくり
- (3) 消費者が主体的に行動して暮らしていける地域づくり

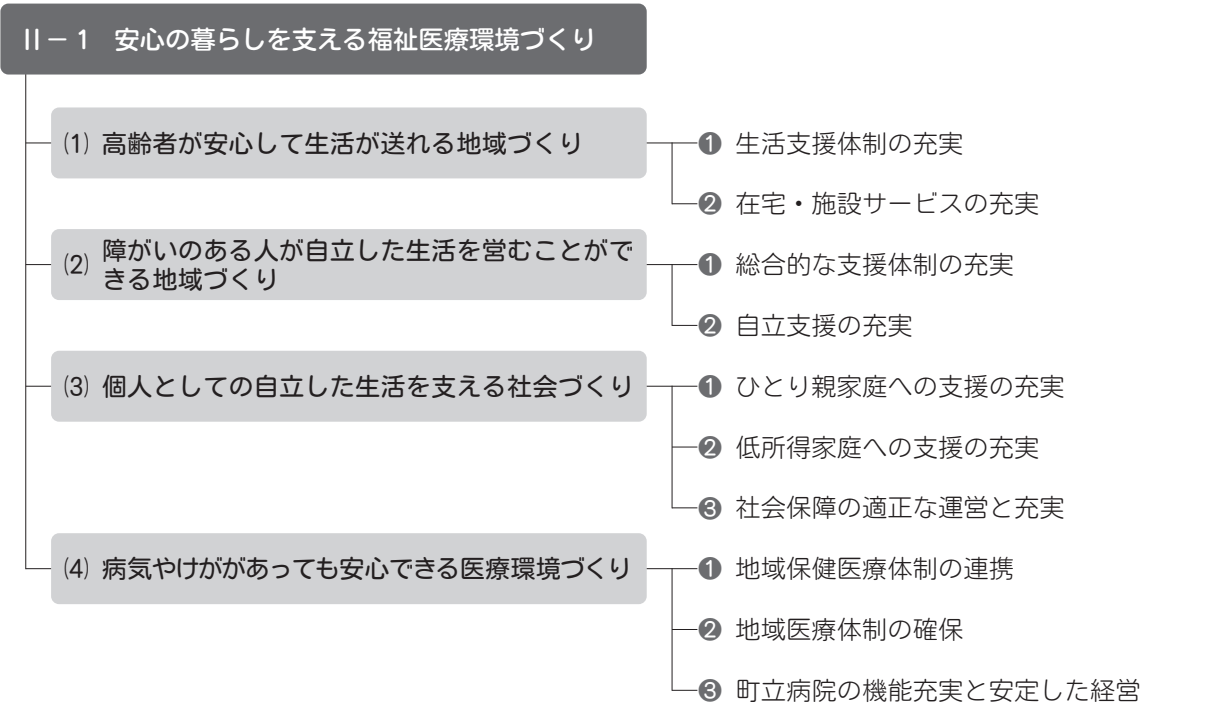
■ 現況と課題

- すべての高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある暮らしができるよう、介護や支援が必要になった場合でも、その人にふさわしい自立した生活ができる地域社会づくりが必要です。本町においても高齢者人口の割合が22.1%（平成17年国勢調査）から、本計画最終年の平成30年には34.0%になると推計しています。今後、介護を必要とする高齢者の増加が予想されることから、地域包括ケア会議を軸として、介護予防事業の推進、在宅・施設での介護事業の充実が求められます。
- 障害者自立支援法の施行により、障がい福祉サービスの抜本的な再編が行われました。しかし制度の見直しや、その議論が法の施行直後から継続して行われており、障がい者を取り巻く環境は激変の途にあります。このような状況下にあるものの、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに対応した支援体制の充実や障がい福祉サービスを提供していく必要があります。
- ひとり親家庭の親は子育てと生計の担い手という役割を一人で担っています。経済的な支援や生活全般への相談体制を充実し、生活基盤の安定につなげていく必要があります。
近年の経済情勢を反映し、低所得者が増加の傾向にあることから、生活困窮の程度の応じた適切な保護の実施と生活保護受給世帯の自立に向けた支援が必要です。
国民健康保険は、医療費の適正化に向けて医療給付と負担の公平化を進め、効率的で適正な運営が求められています。国民年金では、将来の安定した生活につながる制度として、町民の理解を深める啓発等を積極的に行い、未加入者及び未納者の解消と年金受給権の確保に努める必要があります。
- 町民が健康に安心して暮らしていくうえで、地域医療は重要な役割を果たしています。地域保健・医療の連携による地域医療体制の確保が必要です。また町立病院については、町民ニーズに応じた医療サービスの提供と安定した病院経営が求められます。



上中除雪ボランティア

■ 施策の展開



■ 施策の方向性

(1) 高齢者が安心して生活が送れる地域づくり	
① 生活支援体制の充実	展望
地域包括支援センターの充実を図り、虐待防止など高齢者の権利擁護をはじめ、各種相談に対応し総合的にサービスが提供できる体制づくりを推進します。	
医療費負担の軽減とともに、介護予防や健康づくり、生活の安全に対する知識の普及啓発を推進します。	
要介護者となる可能性が高い特定高齢者の早期把握に努めるとともに、運動機能向上や栄養改善などの介護予防事業を推進します。	
② 在宅・施設サービスの充実	展望
介護保険制度との整合性を図りながら、高齢者の状況に応じた適正なサービスを提供します。	
要介護高齢者の家族を対象とした家族介護に関する研修機会や家族の負担軽減など、家族支援を充実します。	
介護保険施設等の介護支援機能、居住機能及び交流機能を充実し、総合的なサービスを提供します。	
介護サービス利用者のニーズに沿った適切なケアプラン作成と質の高いサービスの提供など、介護保険制度の適正な運用を推進します。	
質の高い介護サービスを提供するため、ホームヘルパー等の介護能力の向上とともに、安定した人材の確保を図るため、労働条件など働く環境の向上に取り組みます。	
(2) 障がいのある人が自立した生活を営むことができる地域づくり	
① 総合的な支援体制の充実	展望
障がいの予防、早期発見、治療、療育、機能回復など、関係機関の相互連携により、体系的に推進します。	
障がいの種類や状況にかかわらず、一人ひとりのニーズに対応した支援が受けられるよう、相談体制を充実します。	

基本計画

② 自立支援の充実		展望
安定した生活を営むため、各種経済的支援制度の啓発と有効利用を促進します。		
ホームヘルプサービスやディサービスなど、在宅サービスを充実します。		
家族の介護負担の軽減など、家族支援サービスを充実します。		
障がいのある人が地域で生活するための基盤確保として、グループホームやケアホームの整備を促進します。		
(3) 個人としての自立した生活を支える社会づくり		
① ひとり親家庭への支援の充実		展望
各種支援策の一括的な情報発信に取り組み、それぞれの家庭状況に応じた経済的支援を推進します。		
生活や養育に関する悩みなど、関係機関と連携して相談体制を充実します。		
生活基盤の安定のため、ハローワーク等関係機関と連携した就労相談等を支援します。		
ひとり親家庭相互の交流など、主体的な活動を支援します。		
② 低所得家庭への支援の充実		展望
生活保護制度をはじめ、各種支援制度を適正に運用・活用し、効果的に支援します。		
生活保護世帯の生活実態を的確に把握し、民生委員をはじめ医療・介護など関係機関と連携して、生活実態に応じた支援を推進します。		
関係機関も含め、組織的に就業相談・指導を充実し、自立を促進します。		
③ 社会保障の適正な運営と充実		展望
国民健康保険制度及び長寿（後期高齢者）医療制度の趣旨の啓発とともに、保険税（料）の適正な賦課・徴収に努めます。		
被保険者の資格取得・喪失・届出の勧奨及びレセプト点検などを行い、医療費の適正化につなげます。		
国民年金制度に対する理解を深めるための啓発を行い、加入と納付の奨励を推進します。		
(4) 病気やけががあっても安心できる医療環境づくり		
① 地域保健医療体制の連携		展望
健康相談・指導や健診、病気や介護の予防、治療、リハビリまでを系統的に行う体制を維持し充実するため、保健・医療の連携を強化します。		
医療費や健診結果などから総合的に町民の健康実態を把握し、地域の実情にあった健康学習機会の充実や啓発に取り組みます。		
② 地域医療体制の確保		展望
身近に適切な医療サービスが受けられるよう、初期医療体制を充実します。		
日常の健康管理による病気の予防や早期発見・早期治療を行うため、かかりつけ医の必要性を啓発し、その定着を推進します。		
保健・福祉・医療が連携し、往診や訪問看護をはじめとする在宅医療を充実します。		
地域医療を支える人材の確保に努めます。		

③ 町立病院の機能充実と安定した経営		展望
町民のニーズに応じた診療科目の導入など、診療機会の充実に向けた取り組みを推進します。		
安定した医療サービスを提供するため、医療スタッフの確保・充実と計画的に医療器材を整備します。		
糖尿病など、生活習慣病の予防・治療の機能を充実します。		
初期救急医療体制を充実するとともに、高次救急医療を担う医療機関と連携し、体系的な救急医療体制を確保します。		
高齢社会に対応し、介護療養型老人保健施設*としても機能を充実します。		
安定した病院経営と利用者に配慮した施設運営を推進します。		

※介護療養型老人保健施設：介護を必要とする人への介護サービス提供施設のこと。本町の町立病院は、医療機関併設型小規模（29床以下）老人保健施設

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
介護を必要とする高齢者の割合	65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者の割合	%	14.5	14.9	14.9
介護予防教室参加者率	全介護予防教室参加対象者（特定高齢者）に占める参加者の割合	%	4.8	5.2	5.6
在宅支援サービス利用者率	全介護サービス対象者に占める在宅支援サービス利用者の割合	%	77.8	78.2	78.5
自宅で生活している障がい者率	自宅で生活ができていない障がい者の割合	%	97.24	↗	↗



福祉大運動会

II-2 のびのび子育てを支える成長環境づくり

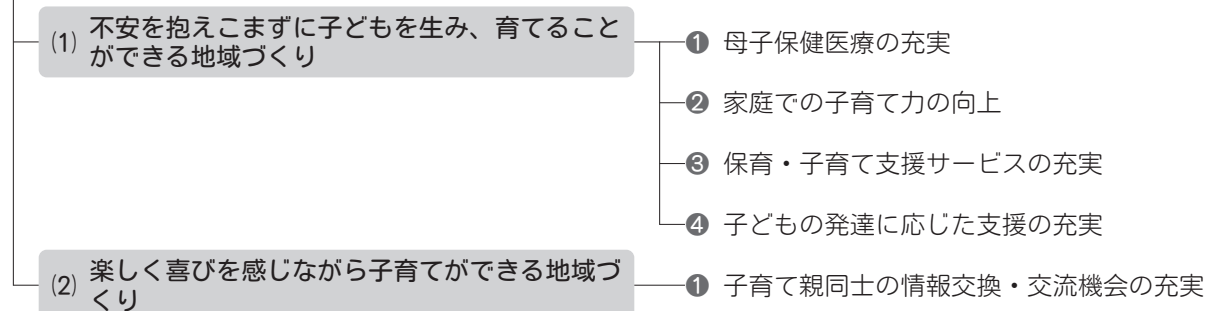
成長
学習

■ 現況と課題

- 本町の合計特殊出生率は全道的にはトップレベルにあるものの、核家族化や地域とのつながりの希薄化により、子育ての不安を抱え込む親が少なくありません。育児への不安や負担を感じている親への相談体制をはじめ、親も子も健やかに暮らしていくための環境を充実させていかなければなりません。さらに施設保育についても、多様化するニーズに沿った保育サービスが求められており、地域での連動した子育てを進めるため、子育て支援センターや保育所などの連携強化と機能強化が必要です。
- また、情報交換や交流機会など、子育て親同士の主体的な活動を促進し、喜び、楽しみながら子育てができる環境づくりも必要です。

■ 施策の展開

II-2 のびのび子育てを支える成長環境づくり



■ 施策の方向性

(1) 不安を抱えこまずに子どもを生み、育てることができる地域づくり		
① 母子保健医療の充実		展望
	子どもの健全な発達を促すため、妊婦健診・乳幼児健診や健康相談・訪問相談を推進します。	
	乳幼児健診や相談事業を通じて、発育支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な発育支援につなげます。	
② 家庭での子育て力の向上		
		展望
	子育ての大切さや家庭の温かさを再認識する機会を通じて、子育てに関する意識を醸成します。	
	家庭での、子どもの基本的な生活習慣の習得など、親の学習機会・支援を充実します。	
	子育ての不安や悩みなど、さまざまな問題に対応するための相談体制を充実します。	

③ 保育・子育て支援サービスの充実		展望
	新たな特別保育事業の実施など、地域ニーズを十分に把握して保育事業を充実します。	
	保育職員の研修機会を充実し、質の高い保育サービスにつなげます。	
	子育て支援サービスについての情報を積極的に発信し、その活用を促進します。	
	子育て支援センターが、地域における子育て支援の拠点として役割を果たすため、支援機能を充実します。	
	子どもを生み、育てる過程での経済的・精神的な負担を軽減するための相談・支援を充実します。	
	児童虐待等、養育上特別な問題を抱える家庭への支援を充実します。	
④ 子どもの発達に応じた支援の充実		展望
	子どもの発達に応じた適切な保育事業を推進します。	
	発達の気になる子どもへの最適で効果的な支援をはじめ、保護者への育児支援、保育所・幼稚園への保育支援等を充実するため、発達支援センターの機能を高めます。	
	妊娠から出産、そして保育所・幼稚園・就学へと子どもの成長にかかわる情報を共有し、連続性のある相談・支援体制づくりを推進します。	
(2) 楽しく喜びを感じながら子育てができる地域づくり		
① 子育て親同士の情報交換・交流機会の充実		展望
	妊婦相談・マタニティスクールなどを通じ、出産後も子育てへの閉塞感を抱かないよう、仲間づくり・つながりづくりの機会を充実します。	
	子育てに必要な日用品のリサイクルなど、子育て親同士の助け合い活動を促進するとともに、活動の場を確保します。	
	楽しく子育てができるよう、主体的な育児サークル活動等への支援を充実します。	

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
乳幼児健診受診率	乳幼児健診の受診率	%	96.2	96.5	97.8
乳幼児相談率	乳幼児を持つ全保護者数に占める相談を行った保護者の割合	%	97.1	100.0	100.0
子育て相談率	乳幼児を除く就学前児童を持つ全保護者数に占める相談を行った保護者の割合	%	18.1	20.0	22.0
児童虐待発生件数	児童相談所への児童虐待の通告件数	件	3	1	—
各種保育サービスの利用述べ時間数	保育所の各種保育サービスの利用年間述べ時間数	時間	10,046	11,000	11,500
妊婦相談率	全妊婦数に占める相談を行った妊婦の割合	%	96.7	100.0	100.0

II-3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

産業
雇用

■ 現況と課題

- 長引く農林産物の価格低迷が続き、農林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。このような状況の中で足腰の強い農林業経営が図られるよう、生産基盤の充実や経営の効率化・近代化の推進が求められます。

商業についても、旭川市や近隣の大型店への購買力の流失が止まらず、地元商店への集客が落ち込み続けている状況にあります。買い物環境の充実をはじめ新たなサービス提供など、集客力の向上に向けた取り組みが必要です。
- 各産業施策・事業の多くは、それぞれの産業団体が主体となって行われてきました。それぞれの産業団体の主体性を損なわず、事業の投資効果や評価を明確にし、より取り組みの成果を発揮するため、産業団体と連携を深め、各施策・事業を推進するための体制強化が求められます。
- ここ10年の人口動態の中では、30代前半から40代前半中心に労働人口層の流失が顕著になっており、地元での雇用機会の不足が大きな要因として考えられます。企業の新規立地を進めるとともに地元事業者の新規事業への進出や町民の起業を促し、雇用機会の確保につなげることが求められます。また、労働環境の向上など、働きやすい地域づくりに向けた取り組みも必要です。

■ 施策の展開

II-3 本気・やる気が実を結ぶ産業づくり

(1) 安定した収入につながる基盤づくり

- ① 産業基盤の整備と充実
- ② 産業経営の効率化と近代化の促進

(2) 効率的な成果をもたらす体制づくり

- ① 産業関係団体の連携と体制の強化

(3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり

- ① 新規立地や起業に対する支援の充実
- ② 労働環境の向上に向けた取り組み



農業フェスティバル

■ 施策の方向性

(1) 安定した収入につながる基盤づくり		
① 産業基盤の整備と充実		展望
農業	優良農地*を保全するとともに耕作放棄地の解消、農地の流動化や利用促進に取り組みます。	
	道路・ほ場・用排水施設など生産基盤の整備を推進します。	
	畜産業の施設整備や、防疫・衛生対策の強化など、生産基盤を充実します。	
林業	林業生産に利用される町道の適切な管理と作業道の整備を促進します。	
商工	安全で快適な買い物環境の向上に向けた取り組みへの支援を充実します。	
	空き店舗・空き地の利活用を促進するとともに、商店街イベント等への支援を充実します。	
② 産業経営の効率化と近代化の促進		展望
共通	関係機関と連携し、経営改善指導や経営管理能力の向上に向けた取り組みにより、経営体質の強化を推進します。	
	金融支援対策や諸助成事業の活用により、経営の近代化を推進します。	
農業	認定農業者への農地の集積などを進め、経営の合理化・効率化を推進します。	
林業	造林事業を推進するとともに、収益性の向上につなげるため、下刈りや間伐などの保育事業を推進します。	
商工	新たな商業サービスの創出や企業の技術水準の向上につなげるため、関係機関と連携した支援を充実します。	
(2) 効率的な成果をもたらす体制づくり		
① 産業関係団体の連携と体制の強化		展望
共通	産業関係団体との連携と支援により、各取り組みの成果が効率的に発揮できるよう、体制を強化します。	
(3) 雇用の創出と確保につながる産業づくり		
① 新規立地や起業に対する支援の充実		展望
雇用	きめ細やかな立地サポートなどにより、優良な企業の誘致に取り組みます。	
	事業者の新たな研究開発や新規事業への進出、町民の起業活動への支援に取り組みます。	○
② 労働環境の向上に向けた取り組み		展望
雇用	労働時間の短縮や雇用条件の改善、労働衛生に向けた啓発を推進します。	
	均等な雇用機会を確保するため、事業者への啓発を推進します。	

※優良農地：第1種農地を基本として、一定程度の基盤整備等が行われており、生産性が見込める農地（第2種農地＝市街地域に隣接、第3種農地＝市街地域内の農地）

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
耕作放棄地率	全農地面積に占める耕作放棄農地面積の割合	%	1.06	0	0

II-4 身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全

社会基盤
環境

■ 現況と課題

- 町内のほとんどの道路は、町民の生活を支える生活道路となっています。特に市街地内の生活道路は交通量も多く、車両通行の円滑性ととも生活者の安全を重視しなければなりません。地域性、交通量や人の往来など、状況に応じた道路整備が求められます。あわせて、今後高齢者の増加が見込まれることや、障がいのある人でも多様な活動・社会参加がしやすい環境づくりのため、公共施設が率先してユニバーサルデザイン*の標準化に取り組むことが求められます。

- 本町では既に上水道の未普及地域は解消され、水源の確保についても十分なレベルに達している状況にあります。今後とも町民の生活に欠くことのできない大切なライフラインとして、常に安全でおいしい水を供給することが求められます。

衛生的で快適な生活を送るうえで、下水道は重要な役割を担っています。用途地域を主とする事業認可区域の整備はほぼ充足していますが、水洗化率は85%程度に止まっています。衛生的な生活や環境保全につなげるため、下水道等事業への町民の理解を深め、計画的な整備を進めていく必要があります。

町内には火葬場が併設されている中央墓地のほか、4ヶ所の共同墓地があります。今後も適正な維持管理が求められます。

- 現在まで、ごみの分別の徹底や環境への意識啓発を進めながら平成14年にごみ処理の有料化を実施し、ごみの減量化につなげてきました。限りある資源を有効に利用し、資源を無駄にしない環境にやさしいまちづくりが求められます。

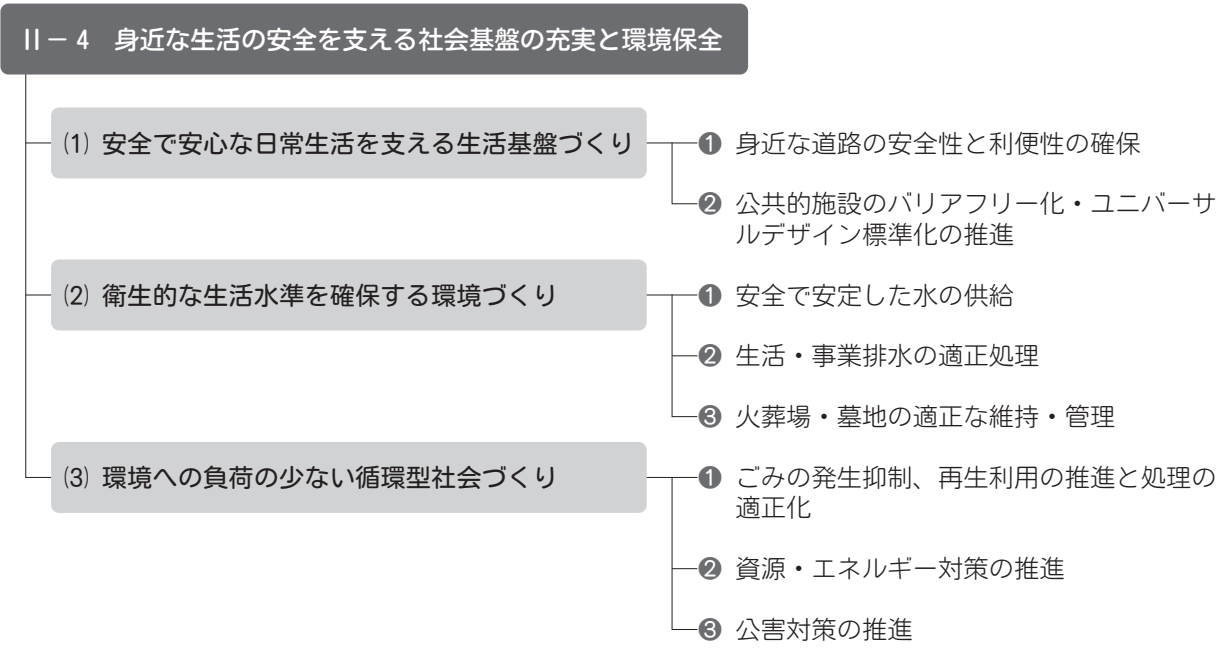
地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化していることから、小さな一地域の取り組みであったとしても、日常の生活活動を通じて、この問題の解決に貢献できることを実践していく必要があります。

本町では、日常の生活に大きく影響を与えるような公害の発生はありませんが、快適に暮らせる環境づくりのため、公害発生源の監視や公害苦情への的確な対応が求められます。



雪割り作業

■ 施策の展開



■ 施策の方向性

(1) 安全で安心な日常生活を支える生活基盤づくり		
① 身近な道路の安全性と利便性の確保		展望
	身近な生活・生産道路の安全や利便性を確保するため、計画的な整備を推進します。	
	通学路や町民利用が多い施設周辺の道路を優先して、歩道の新設や拡幅などの整備を推進します。	
	交通安全施設の設置や交差点改良など、安全な道路づくりに努めます。	
	効率的な除排雪に努めるとともに、スリップ事故防止対策を行い、冬道の安全を確保します。	
	町道の安全を確保するため、適正な維持・管理に努めます。	
② 公共的施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン標準化の推進		
	障がいのある人や高齢者だけではなく、町民全てが暮らしやすい生活環境を整えるため、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの標準化を推進します。	展望
	町民利用の多い民間施設へのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの標準化に向けた啓発を推進します。	
(2) 衛生的な生活水準を確保する環境づくり		
① 安全で安定した水の供給		展望
	水の大切さの啓発や教育を推進し、節水意識の向上につなげます。	
	水質管理体制を適正に維持し、安全な水道水を提供します。	
	水道施設の計画的な整備や適正な維持・更新を図り、水道水の安定供給に努めます。	
	被災直後の応急給水や応急復旧などの災害対策を強化します。	
	健全な水道経営を図るため、コスト削減や事務の効率化を推進します。	

基本計画

② 生活・事業排水の適正処理		展望
水と生活の関わりや水環境保全の大切さの啓発や教育を推進し、水質汚濁防止への意識向上につなげます。		
下水道施設の適正な維持管理と計画的な整備を推進し、下水道機能の維持・向上に努めます。		
下水道の整備効果を十分発揮するため、町民が下水道事業への理解を深めるように啓発を行い、水洗化の普及向上に努めます。		
下水道事業の計画区域外を対象に、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、合併処理浄化槽が適正に管理されるよう啓発します。		
下水道汚泥の農地還元など、汚泥の有効活用を推進します。		
健全な下水道経営を図るため、コスト削減や事務の効率化を推進します。		
富良野地区環境衛生センターでの適正なし尿処理と連動して、効率的なし尿収集に努めます。		
③ 火葬場・墓地の適正な維持・管理		展望
火葬場の計画的な修繕など、適正な維持管理に努めます。		
墓地の環境美化など、適正な維持管理に努めます。		
(3) 環境への負荷の少ない循環型社会※づくり		
① ごみの発生抑制、再生利用の推進と処理の適正化		展望
町民や事業者へのごみ減量化に向けた意識の向上を図り、連動した取り組みを推進して、ごみの発生抑制につなげます。		
リサイクル資源の適切な回収や分別の徹底を推進します。		
効率的な収集と安全性を重視したごみ処理施設の運転管理に努めます。		
不法投棄防止の啓発と不法投棄の監視体制を強化します。		
② 資源・エネルギー対策の推進		展望
地球温暖化対策地域推進計画を策定し省エネルギー対策など、連動した取り組みを推進します。		○
太陽光など、新エネルギーの啓発・普及を推進するとともに、公共施設等への新エネルギーの導入を検討します。		○
ゴミの熱料としての活用を検討し、公共施設の暖房燃料等への利用を推進します。		○
③ 公害対策の推進		展望
騒音や悪臭、土壌汚染や水質汚濁などの公害を防止するため、関係機関と連携しながら、公害発生源の監視・指導を徹底します。		
公害苦情については、迅速かつ的確な対応に努めます。		

※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などを設計すること

※循環型社会：環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
バリアフリー法に適合する 公共施設数	不特定多数が利用する建築物において、高齢者や身体障がい者が円滑に利用できるよう措置した件数	件	1	2	4
有収率	給水する水量と料金として収入のあった水量との比率	%	82.2	85.0	90.0
水洗化普及率	処理区域内人口のうち、水洗化した人口の割合	%	84.2	85.0	86.0
ごみ搬入量	焼却場へのごみの搬入量	t	2,319	2,240	2,200
町の CO ₂ 排出量削減率	町の事務・事業から排出される二酸化炭素の削減率	%	—	△6	△7



油のリサイクル



ゴミゼロの日 クリーン大作戦

II-5 生活の不安を取り除く地域社会づくり

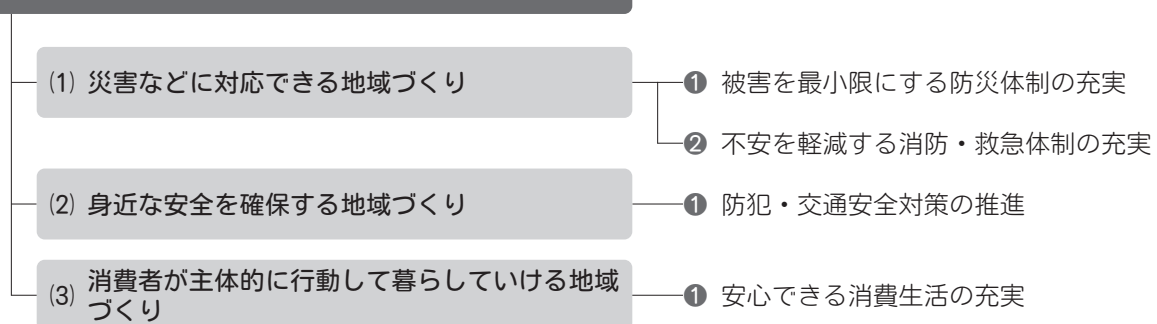
家庭
地域

■ 現況と課題

- 本町は活火山十勝岳を抱え、毎年大規模な防災訓練を実施しています。しかし災害は十勝岳の噴火によるものばかりではなく、あらゆる自然災害に対して迅速かつ的確に対応し、被害を最小限にする防災体制が求められます。また、富良野広域連合の発足により、消防・救急機能が広域連合に移行されますが、円滑な機能の移行と町民が不安のない地域生活を送るための消防・救急体制の充実が求められます。
- 本町では、生活安全推進協会が町民活動として、防犯や交通安全など、地域の安全活動を包括的に行っています。これら町民活動団体や自治会、警察や関係機関と連携して、防犯・交通安全教育や安全を確保する環境づくりが求められます。
- 近年、悪質な訪問販売や電話勧誘など、いわゆる悪質商法の手口が巧妙化し、消費者被害を伴うトラブルが増加してきています。また、振り込め詐欺に代表される詐欺事件も後を絶ちません。町民自らが消費に関する正しい知識や犯罪被害への対応力を身につけ、トラブルを未然に回避できるよう、意識啓発や積極的な情報提供が求められます。

■ 施策の展開

II-5 生活の不安を取り除く地域社会づくり



■ 施策の方向性

(1) 災害などに対応できる地域づくり	
① 被害を最小限にする防災体制の充実	展望
地域防災計画に沿った防災体制の確立と災害対応能力を高めます。	
火山砂防や治山・治水対策などの防災施設の整備を推進します。	
緊急時における情報伝達の的確性の確保と敏速化に努めるとともに、広域的な情報収集・伝達機能を充実します。	
明確で安全な避難所・避難経路の設置・整備とともに、ハザードマップ*等を活用した防災に関わる情報を発信します。	
被災者の保護、生活再建等に向けた対策を講じます。	
地域や関係機関との連携を強め、災害時における要援護者への早期連絡・避難・救助体制を確立します。	
耐震改修促進計画に基づく事業を推進します。	
国・他の自治体や民間団体との連携を強め、広域的な相互協力体制を充実します。	
他国からの武力攻撃事態においては、国民保護計画に基づく措置を講じます。	
② 不安を軽減する消防・救急体制の充実	展望
消防の広域化に対応した人員配置・機能配置を行い、消防中枢体制を強化します。	
消防施設・装備の充足と消防職員の資質を高めます。	
消防団の活性化と活動支援の充実、団員の確保と育成をします。	
防火思想の普及や住宅用火災報知機設置への啓発、査察や検査を通じた適切な指導を行い、火災の未然防止につなげます。	
救急施設・装備の充足と救急職員の確保と資質を高めます。	
救急医療機関との連携を強化し、救急医療体制を充実します。	
町民の救急・救命に関する知識と技術を高めるための普及活動を推進します。	
AED*（自動体外式除細動器）など、救命器具の主要な公共施設への配置を進めます。	
(2) 身近な安全を確保する地域づくり	
① 防犯・交通安全対策の推進	展望
防犯教育・交通安全教育を積極的に推進します。	
警察などの関係機関と連携して、防犯・交通安全に関する情報を広く町民に発信します。	
道路などの交通安全施設を充実します。	
地域や警察などの関係機関と連携して、犯罪防止対策を充実します。	
(3) 消費者が主体的に行動して暮らしていける地域づくり	
① 安心できる消費生活の充実	展望
健全な消費生活を送るための情報提供や消費者教育を充実します。	
町民が消費に関する犯罪被害に遭わないよう、適切に対応します。	

※ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路、避難場所などの情報を地図化したもの
 ※AED（エーイーディー）：心臓の心室が細かく震えて血流が止まった際に、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の動きを戻すことを試みる医療機器（自動体外式除細動器）

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
住宅の耐震化率	耐震化された住宅の率	%	64.8	80.0	90.0
火災発生件数	町内の火災発生件数（10年間の平均値）	件	6.7	5.5	4.5
交通事故発生件数	町内の年間の交通事故発生件数	件	368	↘	↘
刑法犯被害届出件数	町内の年間の警察への被害届出の件数	件	76	↘	↘
消費生活被害相談件数	被害を受けた消費者から消費生活相談を受けた年間の件数	件	37	↘	↘



上小 PTA 交通安全声かけ運動

III 快適で楽しく潤いのある暮らし

■ 施策体系

III 快適で楽しく潤いのある暮らし

1 意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり

【健康・福祉】

- (1) 一人ひとりが生活習慣をコントロールして健康に暮らせる地域づくり
- (2) 心の健康を保った生活を送ることができる地域づくり
- (3) 感染症から身を守り安心して生活できる地域づくり

2 生涯に潤いをもたらす学習環境づくり

【成長・学習】

- (1) いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境づくり
- (2) スポーツ・レクリエーションによる健康で心豊かな人づくり

3 地域の魅力を満喫する産業環境づくり

【産業・雇用】

- (1) 地場にこだわる産業ブランドづくり
- (2) まちの魅力が集積された賑わいの拠点づくり

4 憩いと安らぎを提供する快適空間づくり

【社会基盤・環境】

- (1) 安全で親しみやすい身近な緑空間づくり
- (2) 親しみやすい水辺環境づくり

5 楽しく便利な地域生活の実現

【家庭・地域】

- (1) 気心の知れた人間関係のある地域づくり
- (2) 暮らしの情報が手軽に入手できる環境づくり



かみふらの花と炎の四季彩まつり

III-1 意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり

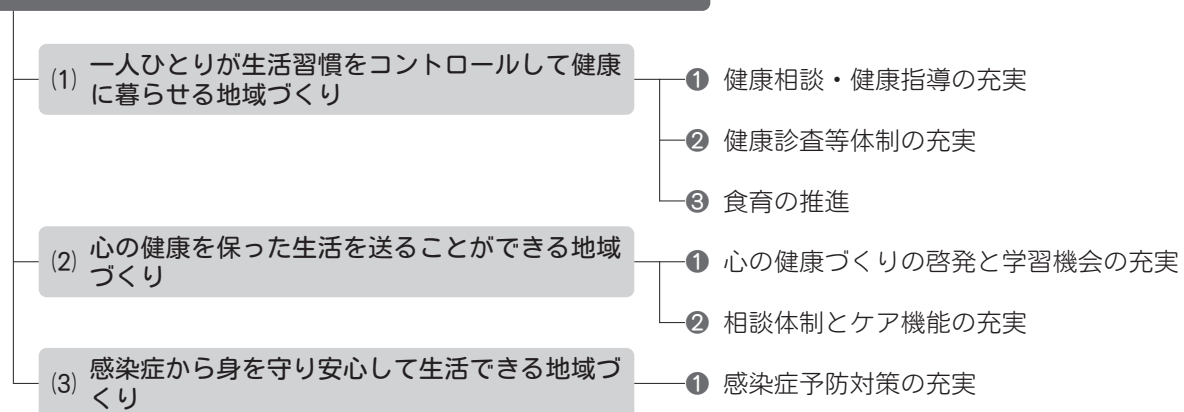
健康
福祉

現況と課題

- 食生活などの生活様式の変化や運動不足など、日常の生活活動に起因する生活習慣病が増加する一方、健康意識の高まりの中から、生涯を通じた健康づくりへの取り組みが求められています。本町でも子どもを含むすべての年代で生活習慣病が進行しており、特に高血圧、腎機能低下、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した対策が急務となっています。
- 社会情勢の急速な変化がもたらす精神的ストレスや、環境への不適応などによる心の病が増加しています。心の健康が保たれた生活を送るために周囲も含めて、心の問題に対して理解を深める取り組みが求められます。

施策の展開

III-1 意欲と活力ある暮らしを導く心づくり・身体づくり



施策の方向性

(1) 一人ひとりが生活習慣をコントロールして健康に暮らせる地域づくり	
① 健康相談・健康指導の充実	展望
生活習慣病の地域実態を的確に把握し、健康的な生活習慣を身につけ、町民自らが健康管理ができるよう、健康相談の機会・体制を充実します。	
病気や年齢等に応じた適切な保健指導を行います。	
② 健康診査等体制の充実	展望
健康診査等のPRや地域の健康実態に沿った健診体制の確立など、受診機会の充実によって受診率の向上と病気の予防や早期発見につなげます。	
受診後のアフターケアを充実します。	
③ 食育の推進	展望
心身の健康を増進する食生活が実践できるよう、食育*の取り組みを推進します。	
食育推進計画に基づいて、各種取り組みを着実に推進します。	
地域全体の取り組みとして、教育・産業分野をはじめ、関係機関との連携により活動を推進します。	

(2) 心の健康を保った生活を送ることができる地域づくり	
① 心の健康づくりの啓発と学習機会の充実	展望
ストレスをコントロールし、自分なりの解消法を見出せるように啓発を推進します。	
心の問題に対する周囲の理解を深めるため、こころを知る学習機会を充実します。	
② 相談体制とケア機能の充実	展望
日常的に心の健康を相談する機会とケア活動を充実します。	
(3) 感染症から身を守り安心して生活できる地域づくり	
① 感染症予防対策の充実	展望
町民の、感染症に関する正しい知識の普及を推進します。	
北海道や医療機関などと連携して、的確な情報収集と町民への情報公表など、感染症の発生予防とまん延の防止に努めます。	
適期予防接種を計画的に推進し、感染症の未然防止につなげます。	

※食育：食に関する適切な判断力を養い、心身の健康の増進と豊かな人間形成につなげる教育

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
特定検診受診率	対象人数のうち健康診査を受診した人数の割合	%	58.0	80.0	80.0
がん検診受診率	対象人数のうちがん検診を受診した人数の割合	%	21.8	23.0	25.0
精検受診率	がん検診の結果、精密検査該当人数のうち受診した人数の割合	%	76.0	78.0	80.0
三大生活習慣病による死亡者数の割合	死亡者数に占める三大生活習慣病による死亡者数の割合	%	60.0	60.0	60.0
朝食を摂る児童・生徒の率	児童・生徒のうち朝食をほぼ毎日摂っている率	%	92.0	92.0	92.0
心の健康づくりに関する啓発・学習機会の回数	心の健康づくりに関する広報等での年間の啓発と学習機会の回数	回	1	4	6

Ⅲ－２ 生涯に潤いをもたらす学習環境づくり

成長
学習

■ 現況と課題

- 生きがいや心の豊かさを求める時代となり、自己の充実を図るうえでも生涯学習に対する町民の関心が高まるとともに、職域技能や専門的知識など、学習内容に対するニーズも多様化してきています。協働のまちづくりを進めていくうえでも学び合うことはそのベースとなるため、町民の価値観やニーズに対応した、さまざまな分野における学習機会の提供や相談体制など、学習環境の充実が求められます。
- 健康志向の高まりなどから、町民のスポーツ・レクリエーションへの関心が高まっており、子どもから高齢者まで年齢を問わずさまざまな活動が行われています。スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニケーションづくりや感動を分かち合う機会を創出し、これらを健康で心豊かな暮らしにつなげるため、町民一人ひとりの個性や能力に応じて、スポーツ・レクリエーションに取り組める環境づくりが必要です。

■ 施策の展開

Ⅲ－２ 生涯に潤いをもたらす学習環境づくり

(1) いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境づくり

- ① 学習支援体制の充実
- ② 芸術・文化活動の充実
- ③ 生涯学習施設の充実

(2) スポーツ・レクリエーションによる健康で心豊かな人づくり

- ① スポーツ・レクリエーションを通じた健康・コミュニケーションづくり
- ② スポーツ・レクリエーションを楽しむ感動する機会の拡充



上高等学校講座（書道）

■ 施策の方向性

(1) いつでも・どこでも・だれでも学べる学習環境づくり	
① 学習支援体制の充実	展望
誰もが生涯学習に取り組む機会を得られるよう、幅広く選択性のある学習メニューと情報発信を充実します。	
多様化する学習要望に応えるため、相談体制を充実します。	
町民の自主的な学習活動を促進するため、町民ニーズを反映した魅力的な講座等の実施に努めます。	
② 芸術・文化活動の充実	展望
質の高い芸術・文化にふれる機会を充実します。	
町民が行う芸術・文化活動を広く情報発信するとともに、発表機会を充実し、文化意識の高揚につなげます。	
③ 生涯学習施設の充実	展望
身近で快適に生涯学習に取り組めるよう、社会教育総合センターや公民館など生涯学習施設を適切に維持・運営します。	
町民が利用しやすく参加できる図書館運営に努めるとともに、資料や図書の充足をはじめ、多様な図書館事業を推進します。	
公共施設等を弾力的に運用し、学習の場を拡大・確保します。	
(2) スポーツ・レクリエーションによる健康で心豊かな人づくり	
① スポーツ・レクリエーションを通じた健康・コミュニケーションづくり	展望
総合型地域スポーツクラブの創設と活動への支援を進め、身近に気軽にスポーツを楽しむことができる体制づくりを進めます。	
スポーツ施設や学校開放による施設など、活動環境を充実するとともに適切に維持・運営します。	
町民参加のスポーツイベントを充実し、町民相互の感動の共有やコミュニケーションづくりにつなげます。	
② スポーツ・レクリエーションを楽しみ感動する機会の拡充	展望
高度なスポーツ競技の観戦など、スポーツの醍醐味と魅力を感じる機会を創出し、スポーツ・運動人口の拡大につなげます。	
スポーツの専門家を招致し、直接指導を受ける機会の充実に努め、スポーツに取り組む意欲の向上につなげます。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
講座実施数	生涯学習講座の年間実施回数	回	13	15	20
生涯学習施設利用者数	生涯学習施設の年間利用者数	人	236,590	↗	↗
住民1人当たり図書貸出数	年間の図書貸出数を住民人口で除した数	冊	6.4	8.0	10.0
図書館事業数	読み聞かせなど、各種図書館事業の開催回数	回	165	170	180

III-3 地域の魅力を満喫する産業環境づくり

産業
雇用

■ 現況と課題

- 良品質を追求した地元農畜産物の生産や、それを原材料とした新たな製品化・商品化によって、地域経済の活性化につなげようと、産業分野での地域間競争が激しさを増しています。本町は優良な農畜産物の生産地であり、また雄大な自然や優れた景観を有していることから、これらの地域特性を生かした地場ブランド*の開発・定着など、戦略的な産業の展開が求められます。
- 全国的にも、まちの中心部における空洞化が、深刻な問題として取り上げられるようになって久しくなります。本町においても空き地や空き店舗の増加、また中心部人口の減少・高齢化が顕著になっています。空き地を利用した商店街イベントや空き店舗を活用した交流・情報施設の配置など、まちの中心部における賑わいづくりが進められてきました。しかしながら「まちの顔」「まちの拠りどころ」としての町民認知は高いものではありません。多様な機能の配置とともに地元産業など、まちの魅力が集積されたまちの拠点づくりが望まれます。

■ 施策の展開

III-3 地域の魅力を満喫する産業環境づくり

(1) 地場にこだわる産業ブランドづくり

- ① 地場ブランド開発への支援
- ② 地場産品の積極的な情報発信

(2) まちの魅力が集積された賑わいの拠点づくり

- ① 賑わいの拠点づくりに向けた中心市街地の形成
- ② 賑わいづくり活動への支援



御抜穂祭



田んぼオーナー

■ 施策の方向性

(1) 地場にこだわる産業ブランドづくり		
① 地場ブランド開発への支援		展望
共通	地域の特性に応じた農畜産物の安定的な生産や商品開発など、付加価値を備えたかみふらのブランドの確立に努めるとともに、町民・団体等が行う関連活動への支援を充実します。	○
	雄大な自然や優れた景観など、恵まれた地域資源を地域のイメージづくりに生かし、地場ブランドの定着につなげます。	○
② 地場製品の積極的な情報発信		展望
共通	誰にでも分かりやすく入手しやすい、地場製品の販売・提供情報を積極的に発信し、販路の拡大につなげます。	
	地場製品の情報発信やPR拠点の充実に取り組みます。	
(2) まちの魅力が集積された賑わいの拠点づくり		
① 賑わいの拠点づくりに向けた中心市街地の形成		展望
共通	JR上富良野駅周辺を含む商業地域や繁華街エリアに、効果的な土地利用と多様な機能の配置や民間誘導を図り、地域産業など、まちの魅力が集積された中心市街地形成を促進します。	
② 賑わいづくり活動への支援		展望
共通	産業イベントをはじめ、まちの賑わいづくりや交流人口の増加につながる町民・団体活動を支援します。	
	町民参加や産業間の連携により、賑わいづくり活動を推進する体制づくりに取り組みます。	

※地場ブランド：特製品・上製品と称されるような、価値ある地場産品

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
観光協会のホームページ閲覧数	年間の観光協会のホームページの閲覧数	千回	1,254	1,400	1,450
観光入込み者数	年間の観光入込み者数	千人	855	940	1,000



駅前花壇

III-4 憩いと安らぎを提供する快適空間づくり

社会基盤
環境

■ 現況と課題

- 日の出公園をはじめ、町内には12の都市公園と13のコミュニティ広場があり、その他にも町が所有する緑地が点在しています。暮らしに身近な公共空間として、町民の憩いの場や交流の場としての利用はもちろんこと、災害時の緊急避難や雪置き場など、町民生活に配慮した整備、管理が求められます。また、日の出公園については観光の要所であり、大きなイベントにも利用されることから、それらに対応できる機能の充実も求められます。
- 市街地を南北に流れる富良野川のえん堤は、ウォーキングや散歩など、町民の気軽な健康づくりの場としても利用されています。まちの数少ない親水空間として、美化活動など水辺の環境を保全する取り組みが必要です。また、他の河川についても、自然環境に配慮した整備、管理が求められます。

■ 施策の展開

III-4 憩いと安らぎを提供する快適空間づくり

(1) 安全で親しみやすい身近な緑空間づくり

- ① 親しみやすく魅力ある公園・緑地づくり
- ② 公園・緑地の有効利用

(2) 親しみやすい水辺環境づくり

- ① 水辺環境の保全
- ② 利用しやすい親水空間の形成



元気のもり植樹

■ 施策の方向性

(1) 安全で親しみやすい身近な緑空間づくり	
① 親しみやすく魅力ある公園・緑地づくり	展望
総合公園である日の出公園は、観光の要所、大きなイベントの拠点となっていることから、それらに対応した機能の充実・整備を推進します。	
地区公園・街区公園・コミュニティ広場は、町民の身近な公園として、憩いの場・交流の場として利用しやすい環境を整えます。	
公園施設の状況や町民要望の把握に努め、保守点検や修繕を徹底し、事故のない安全な公園づくりを推進します。	
② 公園・緑地の有効利用	展望
住宅地域に点在する公園・緑地は、雪置き場等、冬の町民生活に配慮した整備・維持管理に努めます。	
住宅開発等によって配置された緑地の活用を検討し、有効利用につなげます。	
災害時は公園が緊急避難所として利用されること想定し、公園施設の維持管理に努めます。	
(2) 親しみやすい水辺環境づくり	
① 水辺環境の保全	展望
自治会・子ども会・ボランティア団体等が行う河岸清掃活動への支援など、水辺環境保全に向けた取り組みを推進します。	
河川管理者とも連携を図りながら、自然環境に配慮した河川の整備・維持管理に努めます。	
② 利用しやすい親水空間の形成	展望
河岸に残る自然環境を保全しつつ、水生動植物の保護を推進し、親水性の高い水辺環境づくりに取り組みます。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
日の出公園利用者数	日の出公園の夏季間における利用者数	人	43,000	↗	↗
身近な公園等整備率	身近な公園・広場・緑地の総面積に占める整備済面積の割合	%	84.4	88.3	91.5



日の出公園

III-5 楽しく便利な地域生活の実現

家庭
地域

■ 現況と課題

- 町民アンケート調査では、本町が「人と人との交流が盛んな地域か」の問いに対して、「思わない」とした傾向が強く出る結果となりました。町民が身近で気軽に集まれる場の充実や多様な情報媒体を活用して、サークル活動などの町民活動情報を広く発信するなど、交流のきっかけをつくる取り組みが求められます。
- 情報通信技術が町民の暮らしに深く浸透し、日常的に不可欠なものとなっています。しかし一方では携帯電話が使用できない地域やインターネットが高速化されていない地域があり、情報通信技術の進展に伴って、町内での情報格差も表面化してきました。パソコンなど情報機器の利活用が困難な人への対応、情報漏えいやセキュリティ対策、さらにはインターネット犯罪など、不正な情報から暮らしを守るための対応も重要な課題です。また、行政手続きの簡素化やコミュニティの活性化など、町民の暮らしに密着した分野での情報通信技術の利活用が求められます。

■ 施策の展開

III-5 楽しく便利な地域生活の実現

(1) 気心の知れた人間関係のある地域づくり

① 多様な交流や親睦を促す機会の充実

(2) 暮らしの情報が手軽に入手できる環境づくり

① 高度情報通信環境の充実

② 電子自治体の構築

■ 施策の方向性

(1) 気心の知れた人間関係のある地域づくり	
① 多様な交流や親睦を促す機会の充実	展望
公共施設の弾力的な運用など、身近で誰でも気軽に集い、交流できる場を拡充します。	
広報やホームページを活用し、趣味などを通じた活発なコミュニティづくりに対する側面的支援を充実します。	
(2) 暮らしの情報が手軽に入手できる環境づくり	
① 高度情報通信環境※の充実	展望
総合的な情報通信環境を整えるため、地域情報化計画を策定し、計画に基づいた整備を推進します。	○
町内の情報通信環境格差の解消に向けた取り組みを推進します。	
町民の情報に関する知識や技術の向上のため、学習機会を充実します。	
災害時での活用など、ユビキタスネット社会※に対応した情報発信のあり方を検討します。	○
個人情報保護など、情報セキュリティ対策※を講じ、安全な情報の相互活用を推進します。	
② 電子自治体の構築※	展望
北海道電子自治体運営協議会の電子自治体共同システム等を活用し、電子申請等の普及・啓発を進め、町民の利便性を高めます。	○
住民基本台帳カードの普及を進めるとともに、利活用機会の拡充に向けた研究・検討を行います。	

※高度情報通信環境（基盤）：多様な情報を世界的規模で入手・発信したりするため必要となる基盤のこと

※ユビキタスネット社会：誰もが場所を問わず情報通信ネットワークにアクセスでき、あらゆる情報を引き出すことが可能な社会

※セキュリティ対策：危険や危害を防ぐ安全対策

※電子自治体の構築：住民の利便性向上のため、役所窓口での様々な手続きなどを、インターネット等を活用し安全かつ効率的に行えるようにすること

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
ブロードバンド普及率	全世帯に占めるブロードバンドを利用できる世帯の率	%	85.9	90.6	97.1
町の電子申請サービスの利用件数	町の電子申請サービスをインターネットから利用した年間の件数	件	—	↗	↗
住民基本台帳カード普及率	住民基本台帳カードを持つ住民の率	%	1.6	6.0	13.0

IV 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし

■ 施策体系

IV 地域の宝を守り・育み・活用できる暮らし

1 いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり

【健康・福祉】

- (1) 高齢者が元気に楽しみながら暮らせる地域づくり
- (2) 高齢者がいつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくり
- (3) 障がいのある人の社会参加を支える地域づくり

2 たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実

【成長・学習】

- (1) 確かな学力と豊かな心を育む学習環境づくり
- (2) 地域に根ざした高等教育の特色づくり
- (3) 豊かな社会性と優れた感性や創造力を育む成長環境づくり

3 担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり

【産業・雇用】

- (1) まちの産業を支える担い手づくり
- (2) 地域の優位性と可能性を生かす産業づくり

4 風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり

【社会基盤・環境】

- (1) 優れた景観に調和した社会基盤づくり
- (2) 計画的かつ快適な市街地づくり

5 まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり

【家庭・地域】

- (1) ふるさとを想う心を育む地域づくり
- (2) 町の歴史・文化を守り、活用し、後世に受け継ぐ地域づくり
- (3) 新たな活力を地域づくりにつなげる仕組みづくり

IV-1 いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり

健康
福祉

■ 現況と課題

- 本町においても、高齢者のみで構成される世帯の増加が見込まれ、ややもすると地域社会とのつながりなど、外部との遮断に陥るおそれが高くなってきます。気軽に参加できる交流や学びの機会等を充実し、住み慣れた地域で、いきいきと楽しみを持ちながら暮らせる地域づくりが必要です。
- 高齢社会では、高齢者を「支えられる対象」というばかりではなく、「地域社会を支える主体」という視点でとらえ直すことが重要です。現在でも生きがいづくりの一つとして高齢者事業団での活動や自治会などの地域活動を担う高齢者が多くいますが、さらに発展させて、豊富な経験・知識・技術に基づく就労や地域活動の主体として、意欲と能力を発揮できる地域づくりが求められます。
- 障がいに対する周囲の理解を深めるための機会創出や、就労継続支援施設として「ラベンダーの里」を富良野広域5市町村共同で開設するなど、障がい者の日中活動や社会復帰のための環境づくりを進めてきました。今後も障がいそのものに対する正しい知識を広め、さまざまな社会活動への参加や就労機会の拡充など、障がいのある人がいきいきと暮らせる地域づくりが求められます。

■ 施策の展開

IV-1 いきがいある生活と社会参加を支える福祉環境づくり

- | | |
|--------------------------------------|--|
| (1) 高齢者が元気に楽しみながら暮らせる地域づくり | ① 交流・学習機会の充実 |
| (2) 高齢者がいつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくり | ① 社会活動参加の推進
② 就労機会の拡充と支援 |
| (3) 障がいのある人の社会参加を支える地域づくり | ① 心のバリアフリー化に向けた啓発
② さまざまな社会参加活動への支援
③ 就労機会の拡充と支援 |

■ 施策の方向性

(1) 高齢者が元気に楽しみながら暮らせる地域づくり	
① 交流・学習機会の充実	展望
老人クラブへの支援を充実し、介護予防や健康づくりの学習、交流や文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動を推進します。	
いしずえ大学など、高齢者の多様な学習機会を充実します。	
身近で気軽に参加できる交流・学習活動ができるよう、活動を牽引するリーダーを育成するとともに、活動の場づくりを推進します。	
(2) 高齢者がいつまでも社会とかかわりながら暮らせる生涯現役社会づくり	
① 社会活動参加の推進	展望
高齢者の知識や技術、経験が生かされる地域活動や各種ボランティア活動への主体的な取り組みと参加を推進します。	
② 就労機会の拡充と支援	展望
高齢者の知識や技術、経験を生かした起業化など、就労機会の拡大に向けた主体的な活動に対する支援を拡充します。	○
高齢者事業団の運営に対する支援を充実します。	
地元企業等へ的高齢者雇用を啓発、推進します。	
(3) 障がいのある人の社会参加を支える地域づくり	
① 心のバリアフリー化に向けた啓発	展望
「障がいはその人の個性」であるという理解や障がいそのものに対する正しい知識の啓発を推進します。	
② さまざまな社会参加活動への支援	展望
障がい者がスポーツ・レクリエーション・文化など、多様な活動に参加する機会を拡充します。	
社会参加を促進するため、移動支援サービスなどの外出支援を充実します。	
障がい者の社会活動参加を支える団体等の育成と支援を充実します。	
③ 就労機会の拡充と支援	展望
働く意欲のある障がい者が、その能力を十分に発揮できるよう、ハローワークなど関係機関との連携や事業所等への働きかけを強化し、就労を推進します。	
訓練や支援を通じて、就労へと発展するよう、訓練施設や就労支援サービスを充実します。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
老人クラブ加入者率	65歳以上住民のうち老人クラブに加入している住民の割合	%	43.8	47.0	50.0
いしずえ大学授業出席率	いしずえ大学生が授業に出席した割合	%	81.0	85.0	85.0
ボランティア活動への参加率	65歳以上住民のうちボランティア活動に登録している率	%	—	↗	↗
高齢者事業団への登録者数	高齢者事業団の登録人数	人	78	↗	100

IV-2 たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実

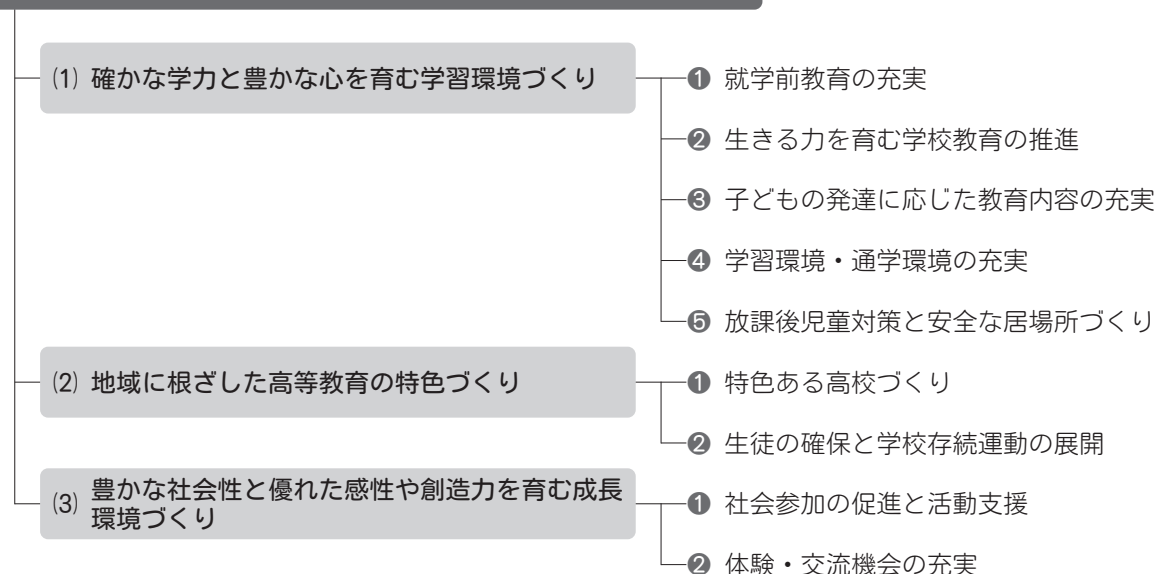
成長
学習

■ 現況と課題

- 幼児期は、心身の発達の基礎が形成される重要な時期であり、子ども一人ひとりの興味や関心、生活を理解しながら豊かな心を育む教育が求められます。また、就学前教育・保育、小学校、中学校の教育の連続性を視野に入れておく必要があります。
小・中学校は、子どもたちにとって確かな学力を身につける場であるとともに、豊かな人間性を育む役割も担っています。変化の激しい時代において、社会から信頼される教育を確立し、子どもの個性を尊重した、心豊かにたくましく「生きる力」を育む教育行政が求められています。また、学校教育を担う教職員の資質や指導力の向上とともに、子どもの教育に集中できる環境をつくっていかねばなりません。さらに、子どもが安全に学校生活を送るための学校施設などの学習環境や通学環境の充実をはじめ、共働き家庭の増加などから、放課後において子どもが安心して過ごせる居場所づくりも重要です。
- 上富良野高校は新校舎が平成17年に完成し、学習環境の充実が図られてきましたが、就学支援策を講じているものの生徒数は減少の一途をたどっています。サポーターズクラブなど、地域協力による学校運営や特色ある学校づくり、通学区域となる近隣市町村も巻き込んだ取り組みにより学校を存続し、地域の高等教育の場を確保することが大きな課題となっています。
- 近年、少子化や核家族化の進行に伴う社会性の欠如、家庭や地域社会での教育力の低下など、子どもを取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。このような状況の中、本町の未来を担う子どもが豊かな社会性と優れた創造性を養い、時代の変化に的確に対応できる人間として育つよう、よりよい環境を整えることが求められます。

■ 施策の展開

IV-2 たくましく、心豊かな人間を育む成長・学習環境の充実



■ 施策の方向性

(1) 確かな学力と豊かな心を育む学習環境づくり	
① 就学前教育の充実	展望
教育内容の充実や健全な運営を図るため、私立幼稚園への支援を充実します。	
幼稚園・保育所、小学校、中学校の教育の連続性を重視し、交流機会や研修機会の充実など、連携に向けた取り組みを推進します。	
家庭と連携しながら基礎的な健康教育と食育を推進します。	
道徳性の芽生えを育む取り組みを推進します。	
子どもの発達状況に応じた特別支援教育を導入します。	
就学を促進するため、保護者負担の軽減に取り組みます。	
② 生きる力を育む学校教育の推進	展望
学力の向上とあわせ、豊かな感性や道徳性を育むため、情操教育を推進します。	
信頼される学校づくりを進めるため、学校の教育力・経営力の向上に取り組みます。	
指導方法の工夫・改善につながる研修機会の充実など、教職員の指導力の向上に取り組むとともに学校現場で発生するさまざまな問題に対応し、教職員が指導に集中できる環境づくりに努めます。	
環境問題や情報化・国際化など、社会情勢に対応した教育を推進します。	
子どもの発達段階に応じた健康教育や食育を推進します。	
食の安全性を確保しつつ、地元食材の使用や栄養バランスに配慮して、おいしい給食を効率的な運営のもとに提供します。	
部活動やクラブ活動への支援を充実します。	
③ 子どもの発達に応じた教育内容の充実	展望
一人ひとりを大切にする特別支援教育を推進するとともに、関係機関の連携を強めて学習支援体制を充実します。	
軽度発達障がいの子どもの適切な教育を推進します。	
④ 学習環境・通学環境の充実	展望
安心した学校生活を送ることができるよう、耐震化や老朽化への対応など、適切な学校施設の維持に努めます。	
子どもが安全に通学できるよう、通学路の安全確保に努めるとともに、保護者や地域と連携し安全指導を推進します。	
いじめや不登校などの心の問題に対する相談体制・指導体制を充実します。	
家庭や地域との連携により、いじめや非行等の早期発見、早期解決に取り組みます。	
子どもの減少や望ましい学習環境のあり方を検討し、小中学校の適正配置に取り組みます。	
⑤ 放課後児童対策と安全な居場所づくり	展望
放課後子どもプランに基づく放課後クラブ・放課後スクールを充実し、安全安心な子どもの居場所を確保します。	
高校生ボランティアも含め、指導員の育成とともに、学校や地域の関係団体等と連携し、放課後クラブ・放課後スクールの運営体制の充実を推進します。	
安全で安心できる居場所づくりとして、児童館の機能・活動を充実します。	

(2) 地域に根ざした高等教育の特色づくり	
① 特色ある高校づくり	展望
総合学科をはじめ、福祉・医療や環境など、社会情勢に対応した学科への転換について検討を促進します。	○
特色づくりや魅力の向上につながる学校事業への支援を充実します。	
上富良野高校を支援する活動団体など関係機関との連携を強め、特色ある学校づくりに取り組みます。	
② 生徒の確保と学校存続運動の展開	展望
近隣市町村も含めた入学へのPRを行うとともに、保護者の負担軽減など、就学支援を充実します。	
上富良野高校存続に対する町民への啓発など、地域ぐるみの存続運動を展開します。	
(3) 豊かな社会性と優れた感性や創造力を育む成長環境づくり	
① 社会参加の促進と活動支援	展望
まちづくり活動やボランティア活動など、地域活動への参加を促進するとともに、参加しやすい環境づくりを推進します。	
子ども会活動をはじめ、青少年団体活動への支援を充実するとともに、主体的な活動展開が図られるよう、指導者・青少年リーダーを育成します。	
② 体験・交流機会の充実	展望
生活を豊かにする知恵・知識・技術の習得など、多様な体験機会を充実します。	
豊かな社会性を育むため、仲間・世代間・地域間交流など、あらゆる交流機会を充実します。	
仲間づくりや自主的な活動の場として、公共施設等を弾力的に運用し、交流や活動の場を拡大・確保します。	

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
耐震化率	学校施設の耐震化率	%	41.17	60.14	↗
不登校児童・生徒比率	全児童・生徒に占める不登校児童・生徒の比率	%	0.48	↘	↘
放課後クラブ利用者率	対象者に占める放課後クラブ利用者の割合	%	19.6	↗	↗
放課後スクール利用者率	対象者に占める放課後スクール利用者の割合	%	30.8	↗	↗



上小コンサート

IV-3 担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり

産業
雇用

■ 現況と課題

- 農林業や商工業など、まちの産業を支える人材の高齢化や後継者不足が大きな課題となっています。町民アンケート調査でも、自営業で「後継者がいない」とした方が58.8%、「自分の代で終わり」とした方が35.9%となっています。今後、まちの産業を支えて行く若手担い手の確保とともに、新たな担い手を受け入れる体制づくりが求められます。
- 本町は、十勝岳連峰や温泉などの自然資源をはじめ、優れた田園景観や豊かな農畜産物など、多くの地域資源に恵まれています。観光が地域にもたらす経済波及効果を視野に入れ、これらの地域資源の魅力を最大限に引き出し、有機的に結びつけた多彩な観光メニューの開発と多様な手段による観光情報の発信など、積極的な観光誘客が必要です。また、外国人観光客の増加に対応したホスピタリティ表現^{*}、人材の育成など、受け入れ基盤の整備が必要です。

■ 施策の展開

IV-3 担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり

(1) まちの産業を支える担い手づくり

- ① 意欲と希望に満ちた産業担い手の確保
- ② 新規担い手を受け入れる体制づくり

(2) 地域の優位性と可能性を生かす産業づくり

- ① 地域資源をフルに活用する産業振興
- ② グローバル化に対応した産業の推進

■ 施策の方向性

(1) まちの産業を支える担い手づくり		
① 意欲と希望に満ちた産業担い手の確保		展望
共通	児童・生徒への就業教育を充実し、働くことの理解と就業意欲の向上につなげます。	
農業	認定農業者・就農者や法人営農など、今後を担う農業者を対象とした先進的経営への研修や就農体験等により、農業への関心と経営感覚・意欲を高めます。	
	農業法人化による雇用や家族経営協定など、就農方法の多様化を促進します。	
林業	林業への関心と就業意欲を高めるための啓発や研修機会を充実します。	
商工	経営講座や先進的経営との接触など、若手商業者や起業家を対象とした研修機会等を充実し、起業意欲の向上など、担い手の育成につなげます。	
② 新規担い手を受け入れる体制づくり		展望
共通	U・J・Iターン [*] 者を対象とした就労相談など、受け入れ体制を充実します。	
農業	就農体験や就農相談の充実など、新規就農者が就農しやすい条件整備を推進します。	
商工	創業・起業への相談体制を充実します。	

(2) 地域の優位性と可能性を生かす産業づくり		
① 地域資源をフルに活用する産業振興		
観光	地域資源やまちの産業を熟慮し、町民や観光客などのニーズに対応する観光基本計画を策定し、戦略的な観光を推進します。	展望
	観光イベントの充実、観光施設や文化施設などの連携と自然や農業などの体験型ツーリズムを促進し、滞留・滞在・通年型の観光を推進するとともに、移住や二地域居住につなげます。	
	温泉資源を活用した観光客の誘致・町民の保養を推進します。	
	観光情報の積極的な発信と充実、まちぐるみのホスピタリティ向上に向けた取り組みを推進します。	
	効果のある、観光の広域連携を推進します。	
	美しい山岳風景や田園風景を生かしたロケ地観光の誘致を進め、フィルムコミッション設立に向けた積極的な取り組みを推進します。	
② グローバル化※に対応した産業の推進		
観光	多言語対応の観光情報の発信をはじめ、パンフレットや案内標識などの充実を図るなど、外国人観光客の積極的な宣伝誘致に取り組みます。	展望
	外国人観光客の増加が見込まれることから、語学やホスピタリティ表現など、新たな展開に対応する体制づくり、人材育成を推進します。	

※ホスピタリティ表現：ホスピタリティは「おもてなし」の意味。ホスピタリティ表現は、おもてなしの気持ちを形にして表すこと。外国人対応のパンフレットや案内標識もその表現の一つに含まれる

※U・J・Iターン：Uターン＝進学や就職ために出身地域外に出た後、出身地に戻る

Jターン＝進学や就職ために出身地域外に出た後、出身地の近隣地域に戻る

Iターン＝出身地以外の地域へ移住すること

※グローバル化：経済活動や社会活動等が地球規模でつながり広まっていくこと

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
認定農業者率	全農業者数に占める認定農業者の割合	%	84.8	87.0	90.0
農業生産法人数	生産法人化した農家数	戸	17	20	25
外国人宿泊延べ人数	外国人の町内宿泊延べ人数	人	1,828	3,000	3,300



田植えの風景

IV-4 風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり

社会基盤
環境

現況と課題

- 景観は、その地域を深く印象付ける強い力を持っています。町民アンケートでも本町は「景観の良い地域」として高く認知されています。十勝岳などの山岳景観をはじめ、田園景観、市街地景観、街道景観など、それぞれの景観特性に応じた景観の保全・形成が必要です。景観に対する町民の理解と関心を高めるとともに、景観づくり条例や景観づくり基本計画に基づき、地域の活性化につながる景観整備が求められます。
- 本町では、年間約40戸の住宅が新築されていますが、現時点では住居系用途区域も充足されている状況にあります。住宅地として早い時期に開発・分譲された地区では、高齢化が進み空き家や空き地が点在し、今後は、これらの流動化が懸念される課題になると予測されます。生活基盤の整備や維持、安全な住宅づくりへの啓発など、快適な住宅環境の形成に向けた取り組みが必要です。また公営住宅については、居住水準の向上とともに、高齢者や障がいを持つ人の居住の安定といった、社会的な要請にも対応していくことが求められます。

施策の展開

IV-4 風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり

(1) 優れた景観に調和した社会基盤づくり

- ① 良好な景観の保全と形成
- ② 景観に調和した施設づくり
- ③ 自然環境の保全と森林の保全・整備

(2) 計画的かつ快適な市街地づくり

- ① 快適な住宅環境の形成
- ② コンパクトな市街地形成

施策の方向性

(1) 優れた景観に調和した社会基盤づくり

① 良好な景観の保全と形成

街道景観、丘陵・田園景観、市街地景観、山岳景観など、それぞれの景観特性に応じた景観整備を推進します。

良好な景観を形成するため、視点場や滞留拠点、その周辺の整備を推進します。

景観行政団体の指定を受け、景観基本計画の策定と景観規範を制定し、実効性のある景観の保全・形成につなげます。

町民や事業者など、景観に関する意識や理解を深めるの啓発・教育を推進します。

町民・団体等が行う景観形成事業への支援を充実します。

展望

○

② 景観に調和した施設づくり		展望
	機能性や経済性にも配慮しつつ、周辺の景観と調和の取れた公共施設整備を推進します。	
	国・他の地方公共団体が実施する公共事業との調整を十分に図り、統一感のある公共施設整備につなげます。	
③ 自然環境の保全と森林の保全・整備		展望
	まちのシンボルでもある十勝岳一帯の自然を保全します。	
	環境保全や水源かん養*など、森林の持つ公益的機能*が発揮されるよう保全・整備を推進します。	
	自然環境や森林に対する理解を深めるため、レクリエーションの場や自然環境教育、体験活動の機会を充実します。	
(2) 計画的かつ快適な市街地づくり		
① 快適な住宅環境の形成		展望
	道路や下水道などの生活基盤の整備・維持、身近な自然の保全に努め、快適な住宅環境づくりにつなげます。	
	耐震診断や耐震改修など、安全な住宅づくりに向けた指導・啓発を推進します。	
	公営住宅の改築・改善・改修を計画的に行い、居住水準の向上に努めるとともに、高齢者や障がいのある人に配慮した整備を推進します。	
② コンパクトな市街地*形成		展望
	人口減少への対応や、効率の良い生活基盤の整備・維持を推進するため、市街地域の拡大・拡散を抑制し、散在する空き地等の流動化に努め、有効な土地利用につなげます。	
	街なか交流・生活など、多様な機能の誘導を図るとともに、街なかにおける定住人口の増加につなげます。	○

※水源かん養：森林などによって、水源を自然に養成すること

※公益的機能：一般（社会全般）への利益につながる、公共性の有した機能

※コンパクトな市街地（コンパクト・シティ）：人口減少や高齢化社会に対応し、まちの中心部に主要な機能を集約し、市街地をコンパクトに保ち、コミュニティの再生や市街地の活性化につなげる考え方

数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
景観づくり重点地区の指定数	景観づくり条例に基づく重点地区の指定箇所数	地区	—	1	2
視点場の整備数	景観づくり基本計画等に合致する視点場の整備箇所数	箇所	1	3	5
公営住宅居住水準向上率	水洗化がなされた公営住宅の率	%	36.0	42.0	60.4

IV-5 まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり

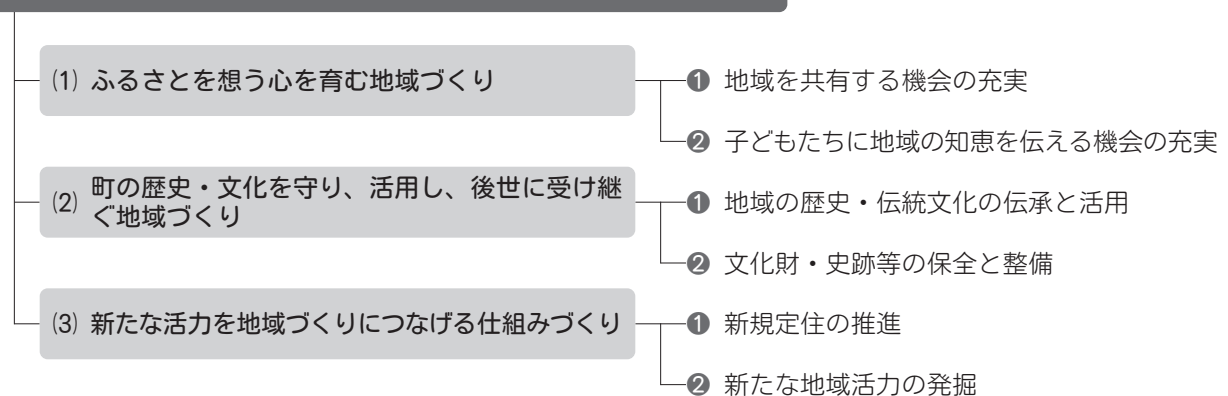
家庭
地域

■ 現況と課題

- 核家族化の進行とともに、地域における世代間のつながりの希薄化から、地域の成り立ちや地域に伝わる暮らしの知恵を次代につなぐ機会が少なくなっています。地域生活を営むうえで役に立つ暮らしの知恵や、ふるさとの良さを伝え、受け継ぐ機会の充実が必要です。
- 有形・無形を問わず、地域に伝わる伝統文化や史跡は、まちの歴史を伝える貴重な遺産であることから、将来にわたって引き継いでいく必要があります。伝統芸能の継承、文化財・史跡の適切な保存や、これらを支える人材や活動団体への支援・育成が必要です。
- 全国各地から、本町への移住者や移住に関する問い合わせが増加しています。違った地域性の中で生活し培われてきた習慣や経験は、本町のまちづくりに新たな感性がもたらされるという期待ができます。移住につながる情報発信や受け入れ体制の確立が求められます。

■ 施策の展開

IV-5 まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり



■ 施策の方向性

(1) ふるさとを想う心を育む地域づくり	
① 地域を共有する機会の充実	展望
地域の成り立ちを学ぶ機会を充実します。	
地域の魅力や今を理解・共有する機会を充実します。	
② 子どもたちに地域の知恵を伝える機会の充実	展望
地域に伝わる暮らしの知恵を学ぶ機会を充実します。	
手づくりの遊びの技術を学ぶ機会を充実します。	
(2) 町の歴史・文化を守り、活用し、後世に受け継ぐ地域づくり	
① 地域の歴史・伝統文化の伝承と活用	展望
地域に伝わる伝統芸能や行事の伝承とともに、その活用を推進します。	
伝統芸能などの伝承・保存活動を行う団体等への支援を充実します。	
新しい郷土芸能の定着に向けた支援を充実します。	
② 文化財・史跡等の保全と整備	展望
文化財・史跡を適切に保全します。	
文化財・史跡等に関する積極的な情報発信を通じて町民の関心を高めるとともに、保存活動に関わる人材を育成します。	
郷土史の調査・研究活動など、主体的に取り組む活動団体等への支援を充実します。	
郷土館と開拓記念館を適切に運営するとともに内容を充実します。	
(3) 新たな活力を地域づくりにつなげる仕組みづくり	
① 新規定住の推進	展望
地域間競争を意識した情報発信や相談窓口の機能充実など、新規定住に向けた受け入れ体制を充実します。	
② 新たな地域活力の発掘	展望
町民や移住者が持っている知識や技術を顕在化し、それらを地域づくりに生かす活動の場を創出します。	

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
伝統芸能などの伝承・保存活動団体数	伝統芸能などの伝承・保存活動を行う団体数	団体	3	3	↗
郷土館・開拓記念館入場者数	郷土館・開拓記念館への年間入場者数	人	612	1,000	1,200
町への新規定住者数	年間の町への新規定住者数	人	26	40	40

V 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

■ 施策体系

V 誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし

1 健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり

【健康・福祉】

(1) 町民自らが健康づくりを意識した生活が送れる地域づくり

(2) 自助・共助・公助の役割分担の理解にたった、地域福祉の担い手育成

(3) 身近な地域医療を町民自ら守る地域づくり

2 主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり

【成長・学習】

(1) 地域ぐるみで実践する子どもの成長・学習環境づくり

(2) 学んだ成果を地域社会に生かしていく体制づくり

3 産消協働による地域循環型産業の実現

【産業・雇用】

(1) 人・モノ・技術が地元で消費・活用される地域づくり

4 個々の責任が支える生活環境づくり

【社会基盤・環境】

(1) 町民の活動が支える良好な生活環境づくり

(2) 身近な社会基盤を整える協働による地域づくり

5 創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり

【家庭・地域】

(1) まちづくりへの関心アップと町民の声を生かす環境づくり

(2) みんなで進める協働のまちづくり

(3) 人権の尊重と男女がともに担う社会の形成

(4) 自衛隊と共存共栄のまちづくり

V-1 健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり

健康
福祉

■ 現況と課題

- 健やかな暮らしを継続するためには、町民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、自分の健康は自分で守る・つくるという意識を持たなければなりません。これを助長する情報発信や、気軽に身近に健康づくり活動に取り組める環境づくりが必要です。
- 今後の地域福祉を成熟させていくためには、町民一人ひとりの地域福祉意識の高まりと、「自助・共助・公助」という役割分担を理解することが不可欠です。町民・地域・行政が協働し合って、その役割分担を明確にした福祉活動を推進していく必要があります。そのためにも、活動を支える担い手の育成と活動拠点の充実が求められます。
- 医師不足とともに、病院利用者の医療現場・医療体制への不理解から医療機関の機能低下を招き、結果として、私たちの安心した暮らしが脅かされるという状況が全国的に広がっています。医療に関する理解を深め、町民・病院利用者の立場から地域医療・救急医療を守り・継続させていく必要があります。

■ 施策の展開

V-1 健やかに生きる権利の行使とその責任が果たせる社会づくり

(1) 町民自らが健康づくりを意識した生活が送れる地域づくり

- ① 自ら行う健康づくりの支援
- ② 健康づくり活動の場の確保

(2) 自助・共助・公助の役割分担の理解にたった、地域福祉の担い手育成

- ① 地域福祉に関する意識の醸成
- ② 地域福祉を支える担い手の育成
- ③ 担い手たちの活動拠点の充実

(3) 身近な地域医療を自ら守る意欲づくり

- ① 地域医療を育む学習機会の充実



さわやかラジオ体操

■ 施策の方向性

(1) 町民自らが健康づくりを意識した生活が送れる地域づくり	
① 自ら行う健康づくりの支援	展望
健康意識を高め、健康づくりへの理解を深めるため、健康づくりに関する情報発信や各種健康教室などの学習機会を充実します。	
町民の主体的な健康づくり活動への支援を充実します。	
② 健康づくり活動の場の確保	展望
健康づくり活動の拠点として、公共施設やコミュニティ施設の活用を推進します。	
公園や道路など、身近な公共施設を活用した日常的な健康活動を推進します。	
(2) 自助・共助・公助*の役割分担の理解にたった、地域福祉の担い手育成	
① 地域福祉に関する意識の醸成	展望
自助・共助・公助のあり方の理解にたつて、地域福祉に対する意識を醸成するため、啓発とともに学習・研修機会を充実します。	
児童生徒の社会福祉への理解と関心を高め、地域福祉に対する意識を醸成するため、福祉に関する社会体験の場を積極的に創出します。	
② 地域福祉を支える担い手の育成	展望
福祉ボランティア活動に参加しやすい環境づくりと活動を支える人材の育成を進め、町民の主体的な活動を推進します。	
NPO 団体や民間福祉団体のサービス活用を進めるとともに団体を育成します。	
③ 担い手たちの活動拠点の充実	展望
ボランティア・NPO 団体などが行う主体的な福祉活動への支援を充実します。	
地域福祉活動拠点の機能充実と有効利用を推進します。	
(3) 身近な地域医療を自ら守る意欲づくり	
① 地域医療を育む学習機会の充実	展望
地域社会全体が地域医療・救急医療の実態を正しく認識し協力し合いながら地域医療を育むことができるよう、医療の現状や課題等の学習機会拡充と啓発を推進します。	

※自助・共助・公助：「補完性の原則」であり、個人の尊厳を最大限に尊重することが前提として

「自助」／自分ができることは、自らの責任で行うこと

「共助」／自分だけでは解決や実施することが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと

「公助」／個人や周囲、地域あるいは民間の力では非効率なこと、解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
児童・生徒の福祉体験回数	児童・生徒を対象に行う福祉体験学習の回数	回	3	6	6
福祉に関する NPO 団体数	福祉に関する NPO の団体数	団体	1	2	2
福祉ボランティア団体数	福祉に関するボランティアの団体数	団体	23	28	33

V-2 主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり

成長
学習

■ 現況と課題

- 核家族化や地域コミュニティの形骸化など、さまざま要因が重なり地域の子育て力が低下してきています。子育てに不安を抱える親のサポートや仕事と子育てが両立できる社会づくり、子どもの学習環境の向上や成長環境の浄化など、子どもの健やかな成長を支える地域力が求められます。
- 町民が主体的に生涯にわたって学習を行い、その成果を地域社会で発揮するという生涯学習のあり方が求められています。町民自らが学習者であると同時に学習指導者であるという意識の醸成と、習得した知識や技能を地域づくりや「学びの輪」の広がりにつなげていく仕組みづくりが必要です。

■ 施策の展開

V-2 主体性と自主性で成り立つ成長・学習環境づくり

(1) 地域ぐるみで実践する子どもの成長・学習環境づくり

- ① 地域の子育て力の向上
- ② 安全安心な成長環境づくり

(2) 学んだ成果を地域社会に生かしていく体制づくり

- ① 学習成果の活用
- ② 学びの輪が広がる仕組みづくり

基本計画



子どもセンター



子ども料理教室

■ 施策の方向性

(1) 地域ぐるみで実践する子どもの成長・学習環境づくり	
① 地域の子育て力の向上	展望
子どもの権利の普及・啓発を行い、子どもが健やかに成長できる社会づくりを推進します。	
地域全体が子どもの成長を支えるという意識を醸成します。	
地域の子育て力による、ファミリー・サポート・センター*事業を導入し、託児支援を充実します。	
仕事と子育てが両立できる社会づくりに向けて、子育て家庭が働きやすい環境づくりを事業所等に働きかけます。	
総合的な地域力を発揮して学校運営を支援する、学校支援地域本部事業を推進します。	
② 安全安心な成長環境づくり	展望
関係団体間の連携を強め、地域ぐるみによる、成長環境の浄化活動を推進します。	
子ども・青少年自身はもとより、関係する問題・課題への相談体制を充実します。	
(2) 学んだ成果を地域社会に生かしていく体制づくり	
① 学習成果の活用	展望
自ら学習したことを、主体的に地域づくりやまちづくりへ生かす意識を醸成します。	
学習の成果を地域に還元するため、その成果を発表する機会や地域づくり、まちづくりにつなげる仕組みづくりに取り組みます。	
② 学びの輪が広がる仕組みづくり	展望
町民が行う多様な学習活動を広く町民に情報発信し、町民の学習意欲の高揚につなげます。	
学習者が次の学習指導者として、主体的な活動が広がるよう、人材の登録とともに利活用を推進します。	

※ファミリー・サポート・センター：「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
ファミリー・サポート・センター会員数	ファミリー・サポート・センターに登録するボランティア会員数	人	—	50	50
非行等の問題行動事故報告件数	非行等の問題行動事故の年間報告件数	件	14	↓	↓

V-3 産消協働による地域循環型産業の実現

産業
雇用

■ 現況と課題

- 地元の生産品が地元で流通しない、さらには日常品や嗜好品の購入の多くを都市部の大型店などに求める傾向が強くなってきています。地元の生産者と消費者が連携・協力し、生産物や人材、技術を可能な限り地域内で消費・活用することによって、人・モノ、お金の地域循環を高め、地域経済の活性化につなげる取り組みを町民運動として位置付け、実践していくことが重要です。

■ 施策の展開

V-3 産消協働*による地域循環型産業の実現

(1) 人・モノ・技術が地元で消費・活用される地域づくり

- ① 地元購買を拡大する取り組み
② 地元雇用の拡大推進と支援

■ 施策の方向性

(1) 人・モノ・技術が地元で消費・活用される地域づくり		
① 地元購買を拡大する取り組み		展望
共通	地元購買の拡大に向けた取り組みを推進します。	
	町内で取り扱う良いモノ・良い技術の情報を積極的に発信します。	
	町民等が行う地元購買活動に対する支援を充実します。	
② 地元雇用の拡大推進と支援		展望
雇用	地元事業者の雇用に関する情報を積極的に発信します。	
	新卒者などの新規雇用に取り組む事業者に対する支援を拡充します。	

※産消協働：生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化につなげる活動

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
小売業販売額	町民1人あたりの小売販売額	千円	724	735	746
町内就業者率	全就業者数に占める町内就業者の割合	%	85.4	86.4	87.4

V-4 個々の責任が支える生活環境づくり

社会基盤
環境

■ 現況と課題

- 地球規模の環境問題から身近な生活環境まで、町民一人ひとりが日頃の暮らしの中で関心を持ち意識をしながら生活することが、住みよい地球、住みよい国、住みよい地域づくりにつながります。町民個々の身近な環境保全活動や生活環境の改善活動を支援・助長し、町民自らが行う健康でいきいきと暮らせる地域づくりが望まれます。
- 現在、公共施設のほとんどは、行政によって一元的に管理がなされています。暮らしに身近な施設であっても、町民にとって使い勝手の悪い施設として存在するものも少なくありません。身近な公共施設については、計画段階からの地域住民の参画や施設の運営・利用のあり方などの議論を深め、協働による施設運営、使い勝手の良い施設づくりが望まれます。

■ 施策の展開

V-4 個々の責任が支える生活環境づくり

(1) 町民の活動が支える良好な生活環境づくり

- ① 環境保全意識の醸成と活動機会の拡充
- ② 自ら行う快適な生活環境づくり

(2) 身近な社会基盤を整える協働による地域づくり

- ① 使い勝手の良い身近な社会基盤づくり

■ 施策の方向性

(1) 町民の活動が支える良好な生活環境づくり		
① 環境保全意識の醸成と活動機会の拡充		展望
	環境に関する啓発や教育を推進し、町民の環境保全に対する意識の醸成につなげます。	
	循環型社会づくりに向けた活動など、環境に関する情報を積極的に発信し、町民の活動参加を促進します。	
② 自ら行う快適な生活環境づくり		
	町民・地域・団体などが主体的に行う美化活動・環境保全活動を支援します。	展望
	家庭・地域・職場での緑化やガーデニングを促進します。	
(2) 身近な社会基盤を整える協働による地域づくり		
① 使い勝手の良い身近な社会基盤づくり		展望
	身近な公共施設の整備など、計画段階からの町民参画を推進します。	
	身近な公共施設の協働運営を実現するため、その仕組みを研究し導入します。	○
	身近な公共施設の有効な利活用を目的に、町民や地域が行う活動・運営に対する支援を検討します。	○

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
環境教育・研修会開催回数	住民を対象に環境教育・研修会等を開催した年間の回数	回	2	6	12



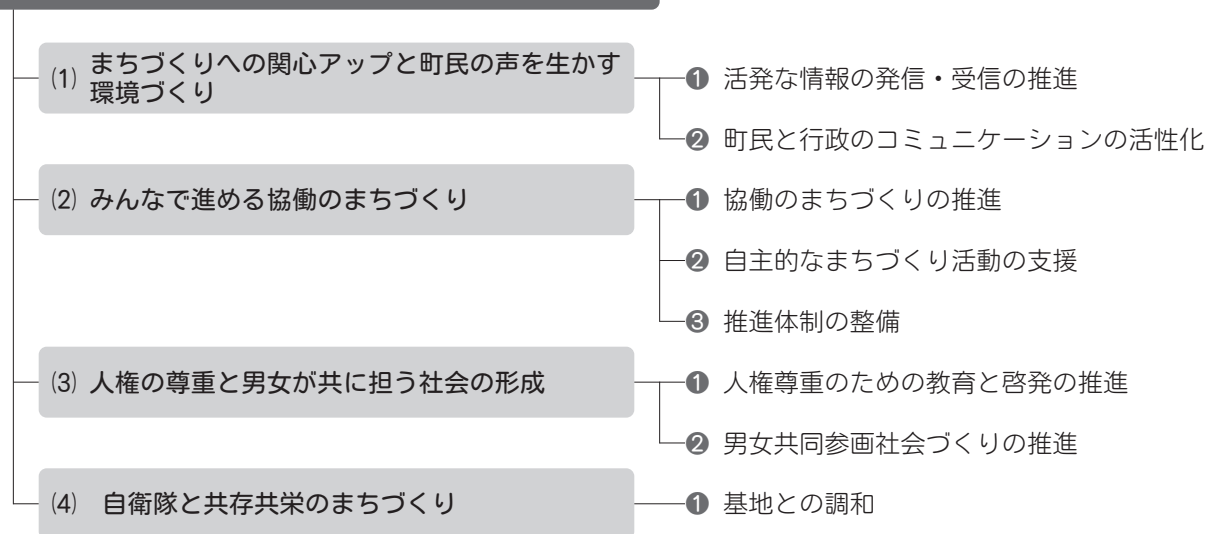
地域の美観活動（大町住民会）

■ 現況と課題

- 本格的な地方分権時代を向かえ、地域が抱えるさまざまな課題に対して、地域自らが主体的に対応して行くことが必然の流れとなっています。そのためには、これまで以上に町民と行政が地域情報を共有し、深い信頼関係を築くためのコミュニケーションの活性化が重要です。
- 厳しい地方財政状況や少子高齢社会の進行など、現在の社会情勢下においては、多様化する町民ニーズに対して、行政のみで対応していくことは困難な状況となっています。参画と協働によるまちづくりを進め、多様な主体による公共サービスの提供に向けた取り組みが必要です。本町では、まちづくりの基本的な考え方や町民・議会・行政それぞれの役割や責務などを定める、自治基本条例の制定に向けた取り組みを進めており、この条例の制定と併せて、協働のまちづくりを具体的に推進するための体制づくりが必要です。
- 本町でも、町民の人権に対する理解と認識を深めるため、人権啓発活動を進めてきました。しかし、学校でのいじめや児童虐待・家庭内暴力、インターネットの匿名性を悪用した誹謗・中傷など、社会情勢の変化に伴う新たな課題も生じてきています。人権の尊重は社会の基本であり、これまで以上に人権に対する意識の高揚を図っていくことが求められます。また、性別にかかわらず、すべての個人が人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画*社会の実現が求められます。
- 本町は、陸上自衛隊が駐屯し、以来、地域と基地との共存共栄を念頭にまちづくりを進めてきています。基地の豊富な人材や多様な機能を、まちづくりや暮らしの安心につなげ、基地との調和をなお一層図っていくことが求められます。

■ 施策の展開

V-5 創意と工夫で実現する自立した地域社会づくり



■ 施策の方向性

(1) まちづくりへの関心アップと町民の声を生かす環境づくり	
① 活発な情報の発信・受信の推進	展望
行政運営や町の動きなど、積極的かつ正確に情報を発信します。	
町行政ホームページの内容を充実し、魅力ある情報発信を推進します。	
② 町民と行政のコミュニケーションの活性化	展望
町民と幅広く、有意義な意見交流を図るため、その手法の研究とともに交流機会を充実します。	
広聴手法の研究とともに、広聴機会を充実します。	
(2) みんなで進める協働のまちづくり	
① 協働のまちづくりの推進	展望
自治基本条例に基づく自治運営を着実に進めます。	
自助・共助・公助を分かり合える機会を創出・充実します。	
さまざまな分野・各段階での町民参画を推進します。	
② 自主的なまちづくり活動の支援	展望
町民の主体的なまちづくり活動に対する支援を充実します。	
町民の意見やアイデアを具現化するための仕組みを研究・導入します。	
③ 推進体制の整備	展望
庁内に、協働による事業を総合的に推進する体制を整備するとともに、職員の協働に対する意識を高めます。	
協働による事業の推進については、町民自らが評価できる仕組みを研究・導入します。	
(3) 人権の尊重と男女が共に担う社会の形成	
① 人権尊重のための教育と啓発の推進	展望
人権に関する意識を醸成するため、あらゆる場面での教育・啓発を推進します。	
あらゆる人権侵害を解消するため、人権擁護委員や人権擁護機関と連携し適切に対応します。	
② 男女共同参画社会づくりの推進	展望
男女共同参画意識を醸成するため、あらゆる場面での普及・啓発を推進します。	
仕事と家庭、社会活動との調和が取れた生活を実現するため、総合的な施策・事業を展開します。	
政策・方針決定過程への男女共同参画を推進します。	
(4) 自衛隊と共存共栄のまちづくり	
① 基地との調和	展望
自衛隊が有する豊富な人材、多様な機能をまちづくりに生かすことができるよう、関係団体と連携し、駐屯地との交流促進、信頼関係の維持に努めます。	
防衛施設周辺整備事業を積極的に活用し、基地との調和につなげます。	

※男女共同参画：男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのこと

■ 数値目標

指標の名称	指標の説明	単位	19年度 (基準)	25年度 (中間目標)	30年度 (目標)
町ホームページアクセス件数	町のホームページへの年間のアクセス件数	件	66,000	80,000	100,000
出前講座開催数	出前講座を開催した年間の開催回数 (5年間の平均値)	回	21	36	48
協働による事業数	住民・地域・事業所等との協働による事業 の数	事業	—	↗	↗



出前講座（自治基本条例）



出前講座（中町・交通安全）

四季彩のまち・かみふらの

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

資料 編

■第5次上富良野町総合計画

第5次上富良野町総合計画策定経過表

時 期	主 体	町民意見反映	総合計画審議会	議 会	庁 内 作 業
H18/11	第4次総合計画評価				11/8 プロジェクト会議設置 11/20 第1回プロジェクト会議 ・スケジュール確認、会議運営
H18/12 ～ H19/2					12/15～2/22 第2～10回プロジェクト会議 ・4次評価
H19/3					3/5 策定委員会設置 3/7・22・27 第11～13回プロジェクト会議 ・4次評価
4	第5次基本構想策定				4/11 第1回策定委員会 ・構想策定スケジュール確認 4/16 第14回プロジェクト会議 ・町民アンケート検討 4/25 第15回プロジェクト会議 ・基本構想策定スケジュール
5					5/29 第16回プロジェクト会議 ・町民アンケート検討、4次評価
6		6/8 広報 ・第5次総合計画策定のお知らせと協力依頼 6/28 町民アンケート発送			6/7 第17～18回プロジェクト会議 ・4次評価 6/10 町民アンケート設問内容庁内調整
7		7/10 町民アンケート回収			7/9 4次評価庁内調整
8					8/ 町民アンケート集計作業
9			9/25 広報 ・総合計画審議会委員一般公募 5名	9/13 総務産建常任委員会 ・町民アンケート集計結果概要説明	9/28 課長会議 ・町民アンケート集計結果検証
10		10/25 広報 ・総合計画出前講座活用			10/1 第19回プロジェクト会議 ・町民アンケート結果検証
11		11/9 広報 ・総合計画出前講座活用 11/22 広報 ・町民アンケート集計結果	11/30 第1回審議会 ・町民アンケート結果の考察、5次総計構成概要等		
12					12/10～12 4次評価庁内ヒヤリング 12/14 第20回プロジェクト会議 ・5次構想構成検討、4次評価報告書検討 12/21 政策調整会議 ・5次構想と諸事業の調整 12/27 第21回プロジェクト会議 ・4次評価報告書策定 12/28 第2回策定委員会 ・4次評価報告書検討、5次構想構成協議
H20/1		1/25 女性学級出前講座 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成、ディスカッション 1/28 住民会長懇談会 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成			
2				2/20 総務産建常任委員会 ・5次基本構想構成説明	

時 期	主 体	町民意見反映	総合計画審議会	議 会	庁 内 作 業
3	第5次基本構想策定		3/28 第2回審議会 ・社会動向、町の現状考察、5次に向けた課題検討		3/10 第22回プロジェクト会議 ・5次構想素案検討 3/19 第23回プロジェクト会議 ・5次構想素案策定
4		4/10 広報・HP ・基本構想案掲載 4/10～5/12 基本構想パブリックコメント募集 4/14 観光協会懇談会 ・町民アンケート集計結果概要、5次基本構想構成 4/21 住民会長懇談会 ・5次基本構想概要	4/15 第3回審議会 ・5次基本構想案審議		4/2 第3回策定委員会 ・4次評価報告書確認、5次構想案協議 4/7 第4回策定委員会 ・5次構想案協議、確認 4/7 4次評価報告書確定 4/9 5次基本構想案諮問 4/22～24 5次基本構想案職員研修
5			5/13 第4回審議会 ・5次基本構想案審議、 答申に附する意見調整 5/23 5次基本構想案答申		
6				6/6 総務産建常任委員会 ・5次基本構想提案説明 6/12 議員協議会 ・5次基本構想提案説明 6/17 H20定例議会 ・5次基本構想議案提出、 議決	
7	第5次基本計画策定				
8					
9			9/26 第5回審議会 ・基本計画討議資料に基づく意見調整等		
10		10/10 広報・HP ・基本計画案掲載 10/10～11/10 基本計画パブリックコメント募集			10/1～15 基本計画施策及び事業調査・庁内ヒアリング 10/16 第24回プロジェクト会議 ・基本計画構成/内容検討、現状と課題の整理、数値目標検討 10/22 第5回策定委員会 ・基本計画構成/内容協議 10/24 第25回プロジェクト会議 ・基本計画構成/内容確認、事業体系整理、数値目標確認 10/27 第6回策定委員会 ・基本計画構成/内容協議・確認 10/27 5次基本計画諮問
11			11/6 第6回審議会 ・5次基本計画審議 11/17 第7回審議会 ・5次基本計画審議、答申に附する意見調整 11/18 5次基本計画答申		11/28 第7回策定委員会 ・審議会答申に伴う調整、基本計画の最終確認
12				12/8 総務産建常任委員会 ・5次基本計画説明 12/11 全員協議会 ・5次基本計画説明 12/16 H20第4回定例議会 ・5次基本計画策定報告	
H21/1～3	計画作成	3/25 5次総合計画書ダイジェスト版全戸配布			1～3月 総合計画書印刷・製本

第5次上富良野町総合計画について（諮問・答申）

上富総計 第 4 号

平成20年 4月 9日

上富良野町総合計画審議会

会長 伊 藤 里 美 様

上富良野町長 尾 岸 孝 雄

第5次上富良野町総合計画基本構想の案について（諮問）

標記の件について、平成21年度から平成30年度の10年間における、本町のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第5次上富良野町総合計画基本構想の案について総論を添えて諮問いたします。

審議のうえ、答申いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 諮問事項 第5次上富良野町総合計画基本構想案

2 答申時期 平成20年5月

平成20年 5月23日

上富良野町長 尾 岸 孝 雄 様

上富良野町総合計画審議会

会 長 伊 藤 里 美

第5次上富良野町総合計画基本構想案について（答申）

平成20年 4月 9日付け上富総計第4号で本審議会へ諮問された第5次上富良野町総合計画基本構想案について、審議を行った結果、平成21年度以降の10年間における、まちづくりの基本的な方向について適当と認め、意見を附して答申します。

記

附する意見 別紙のとおり

第5次上富良野町総合計画基本構想案に附する意見

基本構想案について

1 目標人口関連

- ・ 自衛隊再編の影響による隊員及びその家族の著しい減少など、基本構想に影響が及ぶとの判断にいたった場合は、基本構想の見直しなど、柔軟かつ速やかな対応を図ること。その際、町民に対する説明や意見を反映する機会の確保に努めること。

基本計画策定に向けて

1 目標人口関連

- ・ 他市町村から当町へ通勤する方が意外に多い実態にあり、このことも含めた移住・定住の促進に配慮されたい。

2 施策の大綱関連

- ・ 上富良野高等学校の存続が厳しい状況にあると思われる。地域に根ざした高等教育の場として存続させるためにも、専門科（例：福祉・医療など）や職業科の導入など、幅広い発想の中からより効果的な主要施策を示されたい。
- ・ 上富良野町を内外に発信する観点からも、環境・エネルギーに関する先駆的な取り組みがなされるよう主要施策に反映されたい。

3 土地利用基本構想関連

- ・ 土地の流動性を促すための制度や仕組み、支援について、主要施策に反映されたい。
- ・ 遊休農地、耕作放棄地が散見される状況にあり、農地の健全利用や景観保全、観光振興の観点からも土地の斡旋や有効な利活用について、主要施策に反映されたい。

4 共通事項

- ・ 多くの主要施策が示されると思うが、補完性を重視し、施策間の矛盾が生じないように深慮されたい。
- ・ 総合計画（まちづくり）の進捗が誰にでもわかることや評価の基準を明確にするため、可能な限り、主要施策ごとの数値指標（数値目標）の設定に努められたい。
- ・ それぞれの施策が一人歩きすることなく、各主要施策が横断的・有機的に結びつき、より高い有効性が発揮されるよう努められたい。

上富総計 第 34 号

平成 20 年 10 月 27 日

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美様

上富良野町長 尾岸孝雄

第 5 次上富良野町総合計画基本計画について（諮問）

第 5 次上富良野町総合計画基本構想に基づき、本町が取り組むべき施策を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第 5 次上富良野町総合計画基本計画について諮問いたします。

審議のうえ、答申いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 諮問事項 第 5 次上富良野町総合計画基本計画

2 答申時期 平成 20 年 11 月

平成 20 年 11 月 18 日

上富良野町長 尾岸孝雄様

上富良野町総合計画審議会

会長 伊藤里美

第 5 次上富良野町総合計画基本計画について（答申）

平成 20 年 10 月 27 日付け上富総計第 34 号で本審議会へ諮問された第 5 次上富良野町総合計画基本計画について、審議を行った結果、平成 21 年度以降の 10 年間に
おいて、町行政が取り組むべき事項として適当と認め、意見を附して答申します。

記

附する意見 別紙のとおり

第5次上富良野町総合計画基本計画に附する意見

I 施策について

1 共通事項について

- ・ 総合計画の適切な進行管理と、計画の進捗状況など、町民周知の機会を充実されたい。
- ・ 今後の社会状況の変化など、計画の変更が余儀なくされた場合は、適宜再検討が可能な柔軟な体制づくりに努められたい。
- ・ 財政再建団体に陥り、あらゆる住民サービス等が低下する事態を招かぬよう、健全な財政運営に努められたい。
- ・ 地域活性につながるさまざまな取り組みについて、一層の民と官の協力による企画・実践が重要と考える。

2 個別施策について

- ・ 地域包括支援センターの主要事業として、「高齢者の虐待防止」が位置付けされており、このことを個別施策に反映されたい。

II 数値目標について

1 共通事項について

- ・ 数値目標の設定にあたっては、まず、基準値を含め目標として設定した数値が全国あるいは他の自治体に比して、本町がどの程度の位置にあるのかを明確にすることが必要である。数値目標を設定した項目について、国や他の自治体の実態を的確に把握し、施策に対して客観的な評価が行われるよう、計画の進行管理に努められたい。
- ・ あわせて、この数値目標は、今後の第5次上富良野町総合計画を評価するうえで、重要な位置付けとなるため、この取り組み（数値による評価手法）への一層の精度向上に努められたい。
- ・ 数値目標は通過点との考えに立ち、計画期間内での目標達成後においても、数値の再設定や見直し等を行い、施策・事業の推進・充実に努められたい。

2 個別の数値目標について

I-1-(2)-③ 身近な福祉体制の充実

- ・ 地域内（住民会単位）互助による福祉体制の確立が重要であり、活動実体が伴うことを前提とした「小地域ネットワーク」の構築（設立）数を、数値目標として掲載されたい。

I-1-(2)-③ 身近な福祉体制の充実

IV-1-(2)-① 社会活動参加の推進(分野＝高齢者福祉)

- ・ ボランティアへの参加数を数値目標に設定したものについては、その数を団体登録等にとられることなく、参加・活動実態の把握方法を工夫し、数値に反映されるよう努められたい。

II-5-(2)-② 身近な安全を確保する地域づくり

- ・ 刑法犯被害届出件数は、年毎に大きな変動があるため、何ヵ年かの平均値を基準値及び数値目標として設定されるよう検討願いたい。

III 総合計画の推進にあたって

成長・学習全般

- ・ 子育てや教育など、子どもの成長環境の充実に向けた施策の連携による重点的な推進が重要と考える。また、子どもを巻き込む犯罪の防止と抑制体制の整備・充実に努められたい。

I-3-(1)-① 地域密着型産業の推進

- ・ 安全・安心な農産物が叫ばれる今、消費者と生産者を結びつける「地産地消」の推進は主要なテーマと考える。上富良野町農産物のブランド化等の取り組みを進め相乗効果を高めるとともに、地場農産物取扱店の明確化や直売の場としての物産センター整備、地場農産物のみを取り扱った郷土料理コンテストなど、具体的な取り組みを進める中から、農業・商業・観光の振興に努められたい。

I-3-(1)-① 地域密着型産業の推進

III-3-(1)-② 地場製品の積極的な情報発信

V-3-(1)-① 地元購買を拡大する取り組み

- ・ 大切に作物を育てている生産者がいるにもかかわらず、その生産物の価値を感じている人は少ないと思われる。おいしいばかりではなく、新鮮で栄養価も高く、優れた地場産品を町民・消費者に知ってもらう有効な手段の研究と実践が必要と考える。

また、優れた地場産品の高い価値を認識している者の立場からは、それを入手する機会の乏しさを感じている。保育園児の給食に上富良野産の野菜を取り入れようと取り組んだが、その難しさを痛感したこともあり、地元の生産者と消費者を直接つなぐルートの創出など、地産地消を推進するシステムづくりが必要と考える。

I-4-(2)-① 公共交通の利便性の確保と利用促進

- ・ 住民の足を確保する観点から、町営バスの運行も一つの方法と思うが、町民が必ずしも利用しやすい交通機関として機能しているとは言い難い。同様の経費をもって、運行の工夫、または他の手段も含め、利便性の向上に努められたい。

I-4-(2)-① 公共交通の利便性の確保と利用促進**IV-3-(2)-① 地域資源をフルに活用する産業振興**

- ・ 十勝岳温泉郷の冬季の閑散期対策、また、観光道路である道道吹上線の安全な交通の確保や環境保全の観点から、十勝岳線バスの冬期無料化を検討されたい。

II-3-(3)-① 新規立地や起業に対する支援の充実

- ・ 日本の長期人口予測が下方推移であることや上富良野駐屯地の人員削減など、これらの事情を踏まえ、当町における人口の確保には企業の誘致は欠かせないものとする。税制上の優遇をはじめ、IT関係なども含めた環境整備が必要と考える。

III-3-(2)-① 賑わいの拠点づくりに向けた中心市街地の形成

- ・ 駅前開発や中心市街地の活性化は大きなテーマだけに、その事業の実行については先送りが繰り返されている状況にある。本総合計画においても、産業振興の観点からこの施策が位置付けられており、住民議論を踏まえたうえでの身の丈にあった投資と町民が行う関連事業への支援も含め、早急に具体計画を明らかにする必要があると考える。

IV-2-(2)-① 特色ある高校づくり

- ・ 上富良野高校の新学科の創設など、その実現には時間もかかり、また町だけで完結出来る課題ではないと認識している。長期的な上富良野高校の存続に向けて、早急に具体的な方針を定め、北海道など関係機関との協議を進めるべきと考える。

IV-2-(2)-① 特色ある高校づくり**IV-3-(2)-② グローバル化に対応した産業の推進**

- ・ 現在、国を挙げてのVJC（訪日外国人旅行者を増やす取り組み）や観光立国への動きがある中、上富良野高校における外国語の専門学科や観光関連の学科の創設について検討を図られたい。

IV-3-(2)-① 地域資源をフルに活用する産業振興

- ・ 温泉の医療・健康面での活用や町の自然・歴史・伝統文化・農業など、多様な地域資源との連携など、温泉の付加価値と魅力の向上に努められたい。

Ⅳ－５－(3)－① 新規定住の推進

- ・ 上富良野が好きで、移住をしたいという声をしばしば聞くが、それが中々実現に結びつかない要因として、収入の手段がないということがあげられる。移住希望者を対象とした賃貸住宅（賃貸期間１年程度）の充実・斡旋など、移住希望者の本格的な定住に向けた職探しや居住地選定が出来る環境づくり・サポート体制の充実に努められたい。

Ⅴ－１－(1)－① 町民自らが健康づくりを意識した生活が送れる地域づくり

- ・ 冬季の通学風景として、女子中高生のスカート通学が一般的になっている。中には素足の場合もあり、大切な成長時期であるにもかかわらず、自らの健康管理が出来ていない実態にあると思われる。学校や地域を通じ、子どもに対して、自身の身体の大切さや健康であることの大切さを伝える取り組み・機会の充実を図られたい。

Ⅴ－２－(1)－① 地域の子育て力の向上

- ・ 当町は、他の地域からの転入者も多いため、地域の子育て力によるファミリーサポートセンター事業の導入は急務と考える。

総合計画審議会委員

氏 名	所 属 団 体 等	役職等
荒 田 政 一	かみふらの十勝岳観光協会	
伊 藤 里 美	ふらの農業協同組合	会 長
大 石 理香子	公 募	
大 西 邑 子	公 募	
小 野 寿 樹	公 募	
加 藤 祐 一	上富良野町商工会	
坂 下 達 次	生活安全推進協議会	
高 松 則 広	PTA 連合会	
長 田 公 一	公 募	
永 山 ひとみ	公 募	
梨 澤 節 三	住民会長連合会	
芳 賀 実	体育協会	
持 安 弘 行	(社)社会福祉協議会	
森 本 京 子	文化連盟	
吉 村 好 子	女性連絡協議会	副会長

上富良野町総合計画審議会条例

昭和53年11月2日条例第28号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、上富良野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ上富良野町総合計画の策定について、必要な調査及び審議を行う。

（組織）

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、上富良野町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから町長が任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、当該諮問にかかる答申までの期間とする。

2 委員が任命されたときにおける要件を欠くにいたったときは、委員を辞したものみなす。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月19日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

上富良野町総合計画策定委員会設置要綱

平成19年3月5日決定

（設置）

第1条 第5次上富良野町総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、上富良野町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員長、副委員長、幹事及び委員をもって、別表1のとおりその職にある者で組織する。

2 委員会の事務局は総務課に置き、事務局長は総務課長とする。

（所掌事務）

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- （1）上富良野町総合計画審議会条例（昭和53年上富良野町条例第28号）により設置される上富良野町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に対する諮問案の作成に関すること。
- （2）審議会が行う調査及び審議に対し、求めに応じた報告及び資料等の作成に関すること。
- （3）その他、総合計画の策定に関し必要なこと。

（委員長の職務）

第4条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、第2条第1項に定める者のほか必要と認める者を会議に出席させることができる。

（補助組織）

第6条 委員会の事務を補助する組織として、総合計画策定プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」）を置く。

2 プロジェクト会議は、委員長の指示を受けて、総合計画の策定事務を行う。

3 プロジェクト会議は、別表2に示す所属及び人数により指定される職員（以下「プロジェクト員」という。）によって組織する。

4 委員は、指定したプロジェクト員を補佐するために、別表2に示す所属及び人数により指定される職員を、第1サブプロジェクト員、第2サブプロジェクト員としてあらかじめ指定するものとする。

5 プロジェクト会議は、委員長の指示を受けて事務局長が招集し、プロジェクト員の互選による議長が主催する。

6 議長は、第6条第3項及び第4項に定める職員のほか、必要と認める職員を会議に出席させることができる。

（任期）

第7条 委員及びプロジェクト員の任期は、総合計画の策定が完了する日までとする。

2 委員は、指定したプロジェクト員、第1サブプロジェクト員及び第2サブプロジェクト員に異動等が生じた場合は、その都度後任を指定する。

（部会）

第8条 委員長は、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、総合計画の策定が完了した日に、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(改正)

別表1 総合計画策定委員会構成

役 名	職	役 名	職
委 員 長	町 長	委 員	建設水道課長
副委員長	副 町 長		町立病院事務長
幹 事	教 育 長		会計管理者（兼 会計課長）
	消 防 長		教育振興課長
委 員	町民生活課長		北消防署長
	保健福祉課長		議会事務局長
	ラベンダーハイツ所長		技術審査担当課長
	産業振興課長		健康づくり担当課長
	建設水道課長	事務局長	総務課長
	町立病院事務長		

別表2 総合計画策定プロジェクト会議構成

所 属	プロジェクト員数	第1サブ プロジェクト員数	第2サブ プロジェクト員数
町 民 生 活 課	1	1	1
保 健 福 祉 課	1	1	1
ラベンダーハイツ	1	1	—
産 業 振 興 課	1	1	1
建 設 水 道 課	1	1	1
町 立 病 院	1	1	—
教 育 振 興 課	1	1	1
北 消 防 署	1	1	1
総 務 課	1	1	1
合 計	9	9	7

総合計画策定委員会構成員

役 名	職	氏 名
委員長	町 長	尾 岸 孝 雄
副委員長	副 町 長	田 浦 孝 道
幹 事	教 育 長	北 川 雅 一
	消 防 長	藤 田 三 郎
委 員	町民生活課長	田 中 利 幸
	保健福祉課長	岡 崎 光 良
	健康づくり担当課長	岡 崎 智 子
	産業振興課長	伊 藤 芳 昭
	建設水道課長	北 向 一 博
	技術審査担当課長	松 本 隆 二
	ラベンダーハイツ所長	菊 地 昭 男
	会計管理者（兼会計課長）	新 井 久 己
	町立病院事務長	大 場 富 蔵
	教育振興課長	前 田 満
	議会事務局長	中 田 繁 利
	北消防署長	三 原 康 敬
事務局長	総務課長	服 部 久 和
事 務 局	総合計画策定担当主幹	辻 剛

※基本計画決定時

総合計画策定プロジェクト会議構成員

所 属	プロジェクト員	第1サブプロジェクト員	第2サブプロジェクト員
総 務 課	石 田 昭 彦	野 崎 孝 信	
町民生活課	林 敬 永	北 越 克 彦	北 川 和 宏
保健福祉課	吉 岡 雅 彦	大 石 輝 男	松 井 勇
産業振興課	多 湖 逸 郎	角 波 光 一	北 山 雅 幸
建設水道課	水 島 雅 夫	佐 藤 清	菊 地 敏
ラベンダーハイツ	佐 藤 久美子	内 山 直 生	
町 立 病 院	長 岡 圭 一	長谷川 京 史	
教育振興課	真 鍋 浩 二	鈴 木 真 弓	大 谷 隆 樹
北 消 防 署	安 井 盟	西 川 秋 雄	原 一 志
事務局長	服 部 久 和		
事務局員	辻 剛	佐 藤 雅 喜	

※基本計画決定時

用語説明一覧

用 語 説 明		最初の掲載ページ	
		総論 構想	基本 計画
ア行			
AED（エーイーディー）	—	59	
心臓の心室が細かく震えて血流が止まった際に、必要に応じて電氣的なショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器（自動体外式除細動器）			
ALT（エーエルティー）	—	43	
外国語指導助手（Assistant of Language Teacher）の略語			
カ行			
介護療養型老人保健施設	25	49	
介護を必要とする人への介護サービス提供施設のこと。本町の町立病院は、医療機関併設型小規模（29床以下）老人保健施設			
環境保全型農業	—	40	
土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した農業・農法			
グローバル化	5	79	
経済活動や社会活動等が地球規模でつながり広まっていくこと			
広域的協定	32	—	
—自治体の枠を越えて、特定の事務・事業を行うための協定			
公益的機能	31	81	
一般（社会全般）への利益につながる、公共性の有した機能			
高度情報通信環境（基盤）	5	71	
多様な情報を世界的規模で入手・発信したりするため必要となる基盤のこと			
コミュニティ	24	36	
地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき			
コンパクトな市街地（コンパクト・シティ）	—	81	
人口減少や高齢化社会に対応し、まちの中心部に主要な機能を集約し、市街地をコンパクトに保ち、コミュニティの再生や市街地の活性化につなげる考え方			
サ行			
産消協働	29	89	
生産者と消費者が緊密な連携をとりながら、地元にある資源、生産物をできるだけ地元で消費・活用することにより、域内循環を高めて、地域経済の活性化につなげる活動			
自己実現	28	—	
自分の能力・可能性を発揮して、自己の成長や活動を実践すること			
自主防災組織	—	44	
住民会等の自治組織が災害の発生に備えて被害の発生や拡大の未然防止のために行う活動			

用 語 説 明	最初の掲載ページ	
	総論 構想	基本 計画
自助・共助・公助 「補完性の原則」であり、個人の尊厳を最大限に尊重することが前提として 「自助」／自分が出来ることは、自らの責任で行うこと 「共助」／自分だけでは解決や実施することが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと 「公助」／個人や周囲、地域あるいは民間の力では非効率なこと、解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと	20	86
地場ブランド 特製品・上製品と称されるような、価値ある地場産品	27	66
循環型社会 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑制する社会のこと	4	56
食育 食に関する適切な判断力を養い、心身の健康の増進と豊かな人間形成につなげる教育	—	62
水源かん養 森林などによって、水源を自然に養成すること	31	81
セキュリティ対策 危険や危害を防ぐ安全対策	—	71
タ行		
多世代共生型の居住環境 高齢者と若い世代など、さまざまな世代が交流し暮らしを支え合う居住環境	—	36
男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会づくりのこと	29	92
地域循環型産業 地域の原材料や資本、技術、労働力などを活用し、生産や販売活動を行うこと	24	40
地産地消 地域で生産されたものを地域で消費すること	24	40
電子自治体の構築 住民の利便性向上のため、役所窓口での様々な手続きなどを、インターネット等を活用し安全かつ効率的に行えるようにすること	27	71
ハ行		
ハザードマップ 自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難経路や避難場所などの情報を地図化したもの	—	59
ファミリー・サポート・センター 「子育ての援助を受けたい人」と「子育ての援助を行いたい人」が会員になって、お互いの理解と協力のもとに、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織	—	88

用 語 説 明	最初の掲載ページ	
	総論 構想	基本 計画
富良野広域連合 富良野管内の5市町村で構成され、事務の一部を共同処理することで、行政運営の効率化と補完を行う組織	32	—
ホスピタリティ表現 ホスピタリティは「おもてなし」の意味。ホスピタリティ表現は、おもてなしの気持ちを形にして表すこと。外国人対応のパンフレットや案内標識もその表現の一つに含まれる	—	78
ヤ行		
U・J・Iターン Uターン＝進学や就職ために出身地域外に出た後、出身地に戻る Jターン＝進学や就職ために出身地域外に出た後、出身地の近隣地域に戻る Iターン＝出身地以外の地域へ移住すること	—	78
優良農地 第1種農地を基本として、一定程度の基盤整備等が行われており、生産性が見込める農地（第2種農地＝市街地域に隣接、第3種農地＝市街地域内の農地）	31	53
ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように、施設などを設計すること	25	54
ユビキタスネット社会 誰もが場所を問わず情報通信ネットワークにアクセスでき、あらゆる情報を引き出すことが可能な社会	—	71

— 風土に映える 暮らしのデザイン —

四季彩のまち かみふらの

第5次総合計画

発行日■平成 21 年 3 月

発 行■上富良野町